

官報

昭和二十九年二月二十五日

○第十九回 参議院會議録第十二号

昭和二十九年二月二十五日(木曜日)午後二時四十分開議

議事日程 第十二号

昭和二十九年二月二十五日

午前十時開議

第一 義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する法律案及び教育公務員特例法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

(前会の続)

第二 いよいよ議論品の陳述に関する法律案(趣旨説明)(前会の続)

(前会の続)

○議長(河井彌八郎) 諸般の報告は明説を省略いたします。

昨二十四日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

地方行政委員 加瀬 完君

文部委員 須藤 五郎君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

地方行政委員 須藤 五郎君

文部委員 加瀬 完君

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

昭和二十九年二月二十五日 参議院會議録第十二号

郵便振替貯金法の一部を改正する法律案

郵便為替法の一部を改正する法律案

郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所に関する法律の一部を改正する法律案

郵政委員会に付託

揮発油税法の一部を改正する法律案

大蔵委員会に付託

同日衆議院から、昨年十二月十五日予備審査のため送付した左の議案は、提出者が撤回した旨の通知書を受領した。

公海における漁船の被害に伴う資金の融通に関する特別措置法案(白濱 仁吉君外十一名提出)

同日議長は内閣総理大臣に左の者を政府委員に任命することを承認した旨回答した。

総理府統計局長 森田 優三君

行政管理庁長 美濃部亮吉君

計基課長 長森田優三君外一名(前掲議長承認のとおり)

を第十九回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

○議長(河井彌八郎) これより本日の会議を開きます。

この際、お諮りいたします。建設委員長から佐久間ダム建設工事に伴う諸

問題に関する実地調査のため、静岡県、愛知県に三浦辰男君、小笠原三男君、田中一君を明後二十七日より三日間の日程を以て派遣されたい旨の要求書が提出されております。委員長要求の通り議員を派遣することに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(河井彌八郎) 御異議ないと認めます。よつて委員長要求の通り議員を派遣することに決しました。

○議長(河井彌八郎) 日程第一、義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する法律案及び教育公務員特例法の一部を改正する法律案。(趣旨説明、前回の続)

昨日の大連文部大臣の趣旨説明に対し質疑の通告がございます。順次発言を許します。吉田萬次君。

「吉田萬次君登壇、拍手」

○吉田萬次君 私は自由党を代表して、今回政府から提出されました教育の政治的中立に関する法律案について、若干の疑義を質すと同時に、この際教育行政に關し、文部大臣及び公安調査庁長官にその所信を伺いたいと思ふのであります。

我が国教育界の現状を考察するとき、慎重且つ確固たる決意を以て解決しなければならぬ重要な課題に

当面せざるを得ないのであります。その一つは、教育の中立性の確保と、その維持に関する問題であります。教育基本法は、政治と教育は密接不可分であるとの見地に立ち、特に政治教育について一条を設け、良識ある政治的教養は、教育上これを尊重しなければならぬ。と規定してあります。教育

において、国民の政治的教養を高めるために万全の努力を払ふことは、教育者の使命であります。併しその際心得ておかねばならないことは、教育者が何らかの特定の政党的立場に立つて児童生徒を教育し、説得することとは厳に戒めなければなりません。教育基本法においても、先ほどの政治的教養の尊重と共に、「法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない」と規定してあるのであります。このことは抽象的な理論としましては理解できるといたしまして、これを取扱い教師の立場においては、その限界をどこにおくかということは極めてむずかしい問題であると思ふのであります。政治的教育と申しましても、主体性を持った大学生と、その途上にあつて教師の言は至上命題として盲従する児童生徒とは、政治的教育の内容においてもおのずから異なるものがあることは当然であります。この認識の上に立つて、教育を政治の具に供することなく、政治的教養の達成に努力すべきであり、ここに教育の中立性、又学校における政治的教育の限界がなければならぬと考えるのであります。現代の知識を代表す

ると目されている矢内原東京大学総長は、数年前ですが、全学連の政治活動の逸脱を大学の自主性において解決し、法的措置を待たずして学生の政治活動を常道に復せしめたと言つておるのであります。これは先ほどの大學生と生徒児童との批判能力の差を考へられるならば、みづから明瞭であると思ふのであります。これをたとへますに、人間の病氣についても、その病原と年齢、体質の強弱等により、投薬又は注射等で漸次回復へ導く場合と、迎る経過を推測してメスを入れなければならぬ場合があると同じことであります。このたびの立法の措置は、今申しましたメスであると同時に、予防的立法としての精神が生かされたときに初めて教育の中立性が確保されるというべきであらうと思ふのであります。然らば、現在までに教育の中立性が侵された事例がなかつたかと言へば、遺憾ながらその事実ありと言わざるを得ないのであります。

先ず第一に挙げられるべきは、すでに御承知の問題になつており、先日、この壇上で荒木議員が引例されたと同じ山口県教組の編集にかかる小学生日記の指導欄であります。その中の一節に「人民は働く者の国北朝鮮が良いと考へていたのですが、南朝鮮の李承晩はこれに反対し、アメリカの助けをうけて何度も北朝鮮を攻めましたが、いつも打破されました。一九五〇年六月二十五日北朝鮮は攻めて来た南朝鮮深く攻め込みました。これが朝鮮戦争のはじまりです。これがもとになつてアメリカを中心とする国連軍は、南朝鮮をたすけ、中共は北朝鮮をたすけて大がかりな

戦争になつてしまひました。この一節は、直接には朝鮮が侵略者であること、を教へ、延いては朝鮮を助けるアメリカを侵略者だと断じているのであります。又「再軍備と戸籍」の一節では、ソ連は泥棒に出来ないが、アメリカは泥棒に泥棒をしてゐる。即ちソ連は平和主義者であるが、アメリカは戦争挑発者であることを暗に生徒に意識させようとしてゐる政治意図がはつきり窺えるのであります。更に「ソ連はどんな国か」の一節では、共産主義賛美の線を打出してあります。この政治的に無垢であり、白紙である児童生徒に与える悪影響は、次の児童の作文集に端的に表現されてゐます。その一例として、「原爆の子の映画を外国へどしどし送り、世界の人々に、アメリカがどんなことをしたか見てもらいたい、ソ連の人たちはもう戦争はいやだと言つてゐるのに、アメリカの人たちは、まだ水素爆弾なんかを作つてゐる。日本人の中には、何でもソ連が悪いと言ふ人があるけれども、アメリカのほうが悪いように思へます。」これはほんの一例であります。その作文集を見ますと、男子二十六名中十四名、五四名、女子二十三名中十八名、七八名がソ連を悪と断つてゐるものであります。日頃、教師が何を教へてゐるかがこの作文集を一読しても窺えるのであります。

義務教育は、国があらゆる家庭のかけがえのない大事な子供を義務として学校に収容してゐるのであります。国が義務として預かつてゐる学校で、このような教育が行われているのを私たちは到底看過することはできません。(山口県に行つたことがあるか)と呼ぶ者あり)このような事例は、青森県、京都府、滋賀県、和歌山県、北海道等においてもはつきり指摘し得るのであります。これら一連の教育における政治的傾向は偶然の出来事ではないといふことでもあります。これは一貫した計画性と指導性の上に築かれた日教組の運動方針によつて打出されたものであります。以下具体的事例によつてその論拠を裏証しよう。(質問をしろと呼ぶ者あり)

第一は、昭和二十八年八月七日、八日に亘つて行われた日教組第二十四回中央委員会の決定事項であります。その「具体的闘争の展開」の中における「平和闘争」という所で、「平和教育は単に口先の説教的なものでなく、子供の生活行動を通じて中に浸透させること」と、更に「教科課程、教育課程、学校行事の中に、具体的な平和教材を組入れ、子供の行動の中で消化され、子供の生活を通じて宣伝され、浸透されて行くよう配慮する」とあります。私は、ここで平和といふことについて、真の平和を切に願う故に、日教組の言ふ平和闘争なるものを究明したいのであります。(憲法に何と書いてある)と呼ぶ者あり)平和運動と言へば、勿論平和を守ることが究極の目的であることは論を待たないところであり、また如何に平和を守るかといふこととで人々の意見は分れて来るのであります。従つて一つの方式による平和実現を飽くまで主張しようとするれば、それと反対の平和方式を強力に排除しなければならぬのであります。日教組の平和運動がこれであり、平和四原則という平和が絶対で、それ以外の平和論はすべて排除されるものなりとする前提に立つてゐるのであります。

次に、この平和論の骨格をなすものが親ソ反米の平和論であることは、昭和二十八年六月宇治山田市における日教組第十回定期大会の質疑応答に明らかであります。即ち徳島県代表「平和勢力とは何か」日教組今村副委員長「平和勢力とは、アメリカの独占資本を中心とした戦争勢力としての国際独占資本に對立的な立場にあるものをいう」大阪府代表モスクワ経済会議「北京平和会議など、平和勢力の増大を意味する」と考へるがどうか。今村副委員長「平和を求めたための会議である」と考へる。又その運動方針書の一一般情勢では、「アメリカを中心とする国際独占資本は世界の至るところで戦争計画を仕組んで来た」と述べており、この運動方針書全体を通じて言へることは、アメリカ側に対する批判は厳しいが、ソ連中共に対する批判は殆んどなされてないどころか、むしろ礼儀的であると言へるのであります。一方的平和論と目されるゆゑのものは、実にこの方針書に明らかであります。かかる事態を防止すべく今回政府がこの法律案を提出せられたのであります。ところが、ときすでに遅き感があり、現在までの問題が等閑視せられておつたといふことは、むしろ難堪すべきものであると思ふのであります。それは日教組内に容共分子が増加し、今日共産党にくみし、或いはこれに同調するところの者が数百名、否その教団を数えるやに聞き及んでゐるからであります。その活動状態はどうなつてゐるか。これに對して公安調査庁長官のはつきりした御答弁を要求いたします。アメリカは

勿論のこと、イギリス、フランス、西ドイツ等においても、政治活動の制限又は禁止規定が設けられております。仮にソ連において教員が日本のように軍備反対といふことを言つたら、日教組の諸君の言つておられるように軍備反対といふことを言つたならば、ソ連においては、恐らくシベリアへ流されるか、或いは銃殺せられるだらうと思ふのであります。(そんなことを言ふと笑われるぞ)と呼ぶ者あり)さて、かかる予防立法は、予防せんとする事態を規制するに十分な内容を有し、且つそれ以上に出ないことが肝要でありまして、これによつて教育の自由な活動を阻害し、教育の萎縮沈滞を来たす等、いわゆる角をためて牛を殺すの弊は避くべきことと思ふのであります。これについて、以下法案の内容その他の点において、若干政府の所信を質し、疑義の解明を求めたいと思ひます。

その一、政府がこの立法を決定するに至つた経過について承りたいと思ひます。公立学校教員の政治的活動の規制については、現在教育基本法、地方公務員法、公職選挙法等によつて規制されておられ、都道府県教育委員会、地方教育委員会の強力な指導監督がなされるならば、教育基本法に示された教育の中立性は確保し得るのではないかと。特にこのような立法が必要になつた理由は何か、その真意を承りたい。

その二、法案の内容についてであります。教育公務員特例法の一部を改正する法律案は、地方公務員の政治的活動の制限について現行地方公務員法の規定の適用を排除して、国家公務員の例によるものとしてゐるのであります。この結果、現行法の最も大きな差異は、教員の政治活動について地域的制限がなくなり、全国的範囲において規制されることになり、日教組の地方公務員法は、地方公務員たる教員の特殊性に着目し、当該地方公共団体以外の地域においては、一般市民としての政治的活動を認めようとするものであるが、今回これを撤廃する理由は何かを承りたい。

なお、この政治的活動制限規定の違反者に対しては、刑罰を以て臨んでゐるが、教員の特殊性に鑑み、懲戒、解職等の行政処分での目的を達成することができないものかどうかを承りたい。

その三、義務教育諸学校における教育の政治的中立性の確保に関する法律案について伺いたい。この法律案の内容は、言論表現の自由といふ見地からすると、重大な問題であり、特にかかる立法を必要とする理由について具体的な例を挙げて説明されたい。又このような必要があるとすれば、教職員団体を通過してなした場合のみを取締るのは不徹底のそしりを免れないと思ふが、これに関する所見を承りたい。

その四、最後にこの法律案については、非常種々の論議が行われてゐる。即ち再軍備の一環であるとか、(その通りだ)と呼ぶ者あり)教育の中央集権化であるとか、或いは警察権が学校に介入し、教育が警察に支配されるのかの懸念がないか、これに対する所見を承りたい。(新聞を讀め)と呼ぶ者あり)

併せて最近日教組がこの法案を阻止するための政治闘争資金として、組合員より三百円ずつ徴収している事実がある。日教組五十万の組合員の三百円カンパ、(羨しいか)と呼ぶ者あり)総額において実に一億五千万円の巨額となるのであります。かかる事実を文部当局はどう眺めているか、その所見を承りたい。

質疑を終えるに際し、政府に望むことは、かかる予防法案が不必要となるべく、教育の中立性を確立し、以て国民の要望に應えるよう特に希望いたします。私の質疑を終ります。(拍手)

【国務大臣大達茂雄君登壇、拍手】

○国務大臣(大達茂雄君) 第一のお尋ねは、「この法律を立案するに至つた理由」云々ということでありました。これは先ほど御指摘になりましたように、今日非常に偏つた教育が各地方において行われておると認められるのであります。(拍手)かかる状態は到底これを放置すべきものではありません。而もこれが日教組の計画的な指導者によつて行われておると認められるのであります。でありますからして、今においてこの教育の中立性を維持する法律を成立させるということは絶対に必要である、かように考えたからであります。

次には、「地方公務員たる教職員、この政治的活動の制限を一地域に限らず全国的に制限をする、即ち国家公務員並みにした」ということはどういう理由に基くか。こういうお尋ねであります。これは教育というものの性質上、一地域に限るべき筋合のものではないのであります。その公務たる教育の特殊の性格に鑑みまして、国家公

務員並みにこれを規制することを適当と認めたからであります。

なお、今日地方教職員が日教組の指導の下に選挙活動その他活発な政治運動をしておることは、これは周知の事実であります。かくのごとき教職員が政治に没頭し、政争に狂奔するようなことは、延いて教育の面における中立性を破壊するところの虞れがある、かように考えたからであります。

第三番目は、この法律が、「教職員団体を通じて行われる。つまり教職員団体の組織又は活動を利用する場合に限定せられておるのであるが、これでは不十分ではないか」というのであります。成るほど如何なる方法を以てしても学校に対して偏つた教育を奨励するということとは好ましいことではありません。併しながら、今日の実情におきましては、先ほど御指摘になりましたように、この教職員団体たる日教組の活動、若しくはその組織を通じて行われるところの教唆運動というものが、事実上我が国の教職員に非常な不当な影響力を与へつておるというのが実情であります。でありますからして、この実情に鑑みまして、(不当なのはあなたがただよ)と呼ぶ者あり)いやしなくも行き過ぎに亘ることを避ける意味におきまして、必要の限度を超えざる

配置に基きまして、教職員団体の活動又はその組織を通じて行われる教唆運動のみにこれを限定したのであります。最後に、この立法が再軍備のための準備であるとか、或いは又親米化であるとか、或いは又警察による圧力を教育の上に加えるためであるとか、いろいろの宣伝があることは御指摘の通りであります。これは何らの合理的な根拠のない宣伝でありまして、こいつけにあらざるば言いがかりであります。(拍手)

【政府委員藤井五一郎君登壇、拍手】

○政府委員(藤井五一郎君) 日本共産党としては、単に日教組のみにとどまらず、各大家団体内に党員を配置し、(当り前じやないか)と呼ぶ者あり)更に同調者をも糾合して統一委員会を結成し、そのいわゆるグループの活動によつて大家団体内における党の勢力を発展さし、(当り前じやないか)自由党もそうでしょう(と呼ぶ者あり)順次

党の指導によつてこれら大家団体を動かす方針をとつておるのであります。日教組内の共産党員は、昭和二十四年初め頃正式党員三百余名と称せられたのであります。が、同年の行政整理によつて一時殆んど一掃の観を呈しました。その後日共は、レッド・ページの党員と残存分子を以て統一委員会を組織し、活発な活動を展開し、漸次組合内に勢力を回復して、いわゆるグループ活動を展開し、中央を初め各級機関にグループ指導部を設置してその指導に當つておる模様であります。現に日教組中央グループ指導の機関紙として「教育戦線」を、(資料を出さない)と呼ぶ者あり)グループを中心とする統一委員会向けの機関紙として「教育労働者」を発行しているものと認められるのであります。その勢力は、昭和二十四年初めにほぼ匹敵するものと思われるのであります。日教組中央グループ指導部は昨年十二月「教育労働者」の要求」と題する通達を下部に流し、我々は全国的に配置され、教師

という国民大衆と密着する職業であるから、労働の接点として全力を挙げて国民の団結、なかならず労働同盟を打ち立てなければならぬとし、当面の要求十四項目を掲げ、共産党の方針をその中に打ち出しているものであります。が、なかならずその中で学校の自主管理を指導しており、これらの方針はすでにその前、一昨年度以降にしばしば同様の方針を打ち出しているものであります。特にこの学校の自主管理は教師たるの地位を利用し、教壇の上から生徒児童に対して党の方針を宣伝するものである。(何を言つておるんだ)その通り(と呼ぶ者あり)山口県教組編纂の小学生日記、中学生日記等は、(又持ち出すのか)と呼ぶ者あり)かかる党の方針の影響の一つであるとも考えられます。(何を言つておるんだ)と呼ぶ者あり)かかる共産党の指導方針は、かかる共産党の方針は社会民主主義政党的方針と全く異なり、常に物理的暴力を以て裏付けられておるのであります。(拍手)

【小笠原二三男君発言の許可を求む】

○議長(河井彌八君) 小笠原二三男君。

○小笠原二三男君 議事進行について。

只今の現在の時刻は何時何分でございますか。次の質疑者の時間を我々推し計るのに根拠となる場内の時計はとまつております。従つて私はそも／＼何を根拠にして時刻を計つて行つたらいかがいかわかんなので、議長のお取扱いをお伺いいたします。(時計を持つておらんのか)と呼ぶ者あり) ○議長(河井彌八君) 小笠原君にお答へいたします。

只今この議場にあります時計がとまつたのであります。併しながら正確な時刻はここにはつきりしてあります。只今三時二十一分五十分になります。従いまして、議事は進行いたします。

○議長(河井彌八君) 高橋道男君。

【高橋道男君登壇、拍手】

○高橋道男君 私は只今上程されております教育関係二法案につきまして、主として主管大臣から、要点につきましては緒方副総理から御答弁を願いたいと思ひます。

文部大臣は今回提案の前提として中央教育審議会に諮問し、数次に亘る論議の結果、多数決による答申を得られるのであります。併し委員の中には、立法措置が明らかにされたのち、再審議するということの理由にして、賛成をされなかつたかたもあるかに伝えられるのであります。(その通り)と呼ぶ者あり)大臣は如何なる諮問を如何なる方法によつていたされたか、これを先ず伺ひたいのであります。

中央教育審議会の答申が、閣議において文部、司法両省の意見が対立したため、急速な結論を得ることができず、結局は両省の意見が調整されて本案に到達したと聞くのであります。ところが本案は中教審の答申の趣旨を著しく変更している点があるのではなからうかという問題があるのであります。(拍手)最近の新聞の伝えるところによりますれば、最近開かれた中教審の会議におきまして、本法案が答申の線を逸脱しておることから、文部省に意見の申入れをいたしたいといううりなことが伝えられておるのであります。が、果してそういう事実があるの

かどうか、これを伺いたいのでございます。大臣は成るほど中教審の答申そのまゝに強い拘束を受けてなくともよいかも知れませんが、若し中教審答申の趣旨から非常に逸脱した法案を作つたとするならば、教育行政上大臣の最高諮問機関である中教審をひどく軽視することになり、延いては中教審に対する不信行為となるのではないかとこのことを感ずるのであります。

次に、教育基本法初め、関係の現行法が十分に使われておるならば、新立法の必要はないという議論が一部識者間に行われてゐることは御存じの通りであります。(その通り)と呼ぶ者あり。例へば教育基本法第八條第二項のように、政治的行為を制限した法律があるのだから、殊に最近におきましては、教職員間でも追々自粛自省の態勢になつて来ているのであるから、今回のごとき提案の必要はないというやうな議論があるのではありませんが、この点大臣はどう思われるか。今回の提案を必要とされたことにつきまして、只今も吉田議員に対してのお答えはございましてけれども、現行法だけで不十分とする理由を、なお具体例についてお答えを願ひたいと思つております。

教育基本法はいわば倫理規定とも称すべきものであります。単なる法律ではございせん。それだけにその趣旨を敷衍し、普及することが必要だと私は思ふのであります。政府はこれに關してどれだけのことをごまかされたか。而して現在、屋上屋だに批判されるがごとき法案を提出しなければならぬといふのは、今申しした通り、政府において教育基本法に基く啓蒙に

努力が足りなかつた責任があるのではないかとこのことを思ふのであります。

次に、今回の教育公務員特例法の一部改正法律案によりますれば、公立学校の教育公務員は、国立学校の教育公務員と同様の政治的行為の制限に服することになり、教育公務員の立場といふことは、同じ立脚点を与えられ

ることになると思はれますが、一方一般の地方公務員には、なお地方公務員法第三十六條第二項但書によつて、区域的に政治的行為をする特例を認められております。同じく地方公務員でありながら、この特例を認められない、いわば既得の権限を縮小するやうになるということは、理論上矛盾ないかと、又實際上不公平になるのではないかと、このことを思ふのであります。

元来、今回の特例法の改正による公立学校の教育公務員の政治的行為を、改めて制限する理由が、教育の政治的中立性を維持するためのものであるとするならば、その点を明確にした制限規定だけを特例法の中に設ければよいのであつて、本法案のごとく「国家公務員の例による」などという極めて漠然としたやうな感じの規定によつて、広汎な政治的行為の制限に關する人事院規則の枠の中にはめ込み、ぬえ的な國家公務員として取扱ふ必要はないのではないかと、この御所見を伺ひたい。

次に、今回の改正法案は、学問の自由或いは研究の自由を妨げるという批評がございまして、而して改正されたあとにおきましては、現在の公立学校の教職員は国立学校の教職員の例によつて取扱われるのでございまして、ところが従来国立学校の教職員は國家公務員

として國家公務員法第百二條の規定が適用され、その政治的行為に相當の制限を受けて來ておつたのでございまして、そのために學問の自由、研究の自由が制約されたといふ事實がありま

すかどうか、又これに對する不平不満を文部省は聞いておられるかどうかといふことを伺ひたいのであります。

又義務教育諸学校の中には国立のものも従来ございまして、その教職員は當然國家公務員でございまして、國家公務員としての制約を受け、従つて地方教育公務員である一般の義務教育諸学校の教職員に比べれば、政治的行為においてより多くの制限をすでに受けておつたはずでございまして、それが、それなるが故に、教育上著しい障害があるといふやうな抗議を文部省は受けたことがあるかどうかといふことを伺つておきます。(質問の要点が外れておはせんか)と、呼ぶ者あり。

次に、義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に關する法律案につきましましては、相當に關心が深いと思ひますので、若干細かくなりますけれども、例を挙げてお尋ねいたしたいのでございまして、その第三條におきましては、改めて申すまでもなく、或る人が特定の政党又は政治的団体を支持又は反對する目的を以て、教職員の構成する団体又はその団体の連合體を通じて、義務教育諸学校の教職員が、児童や生徒に特定の政党等を支持又は反對させる教育をするやうな教唆活動してはいけませんと記してございまして、然らば、この或る人が団體を通じて、教職員直接に教育效果に影響を與へるやうな活動をした場合、これはこの法

の問うところであるかどうかといふことを伺ひたいのであります。

次に、甲といふ學者が、一般の雜誌、例へば中央公論とか文芸春秋とかいう雜誌に、自分の所論又は學說研究を發表したといひます。そしてこの所論が甲といふ學者とは關係連絡なしに、或る教職員の団體に利用され、その結果として義務教育諸学校の教職員の教育活動に影響して、児童や生徒に對し特定政黨を支持するやうな教育をした場合、たゞその學者甲の所論が、一政黨の主張と類似しておつた場合、學者甲は本法に違反するものであると見なされる虞れはないかどうか。私は、戰爭中又は戰爭以前、この種のてつち上げ事件が行われたことをよく知つておるのであります。その心配は改めてする必要はないか。これを心配するのであります。

次に、或る教職員団體の會合で特定の政黨を支持する決議をした場合、その決議の中に「特定政黨を支持するやうな教育すべし」と記されたならば、教唆活動の事件に問われると思ふのであります。持たせられ、單に特定政黨の支持だけにとどまるというやうな内容の場合なら問題は生じないと思ふのでございまして、如何でございませうか。

次に、第三條第二項の「特定の政黨等を支持し、又はこれに反對するに至らしめるに足る教育を含むものとする」とありますのは、私にとつては極めて難澁の文章だと思ふのであります。(その通り)何回讀んでも難澁だ「誰にもわかりません」と呼ぶ者あり。私のような血のめぐりの悪い者には一回や二回讀んでもわからない文章

だと思ふのであります。この「反對するに至らしめるに足る」といふことは、如何なる段階、如何なる理由でその判斷をすることが出来るか。これこそ仮定のでつち上げによつて、取締の對象とされる虞れはないか。政府は一體どんなことを對象としてお考えになつてゐるのか。或いは山口縣の小学生日記のやうな場合を腦中に描いてゐられるのではないかと察せられるのであります。が、具體的な例示を以てお答えを願ひたいと思ふのでございまして。

次に、違反行為容疑のある場合、警察官が直ちに問題に當らないことは法の建前として當然だと思ひます。即ち「国立の義務教育諸学校にあつては、その学校の所屬する大學の學長」が、又「公立の義務教育諸学校にあつては、その學校を設立してゐる地方公共團體の教育委員會」が、又「私立學校にあつてはその學校を所轄してゐる都道府縣知事」が請求をして、初めて問題にされるわけにございまして、そのうち特に地方教育委員會が問題じやないかと思ふのであります。地方教育委員會は、委員の數においては五人といふ、これは關一的なものでありますけれども、その内容は極めて千差万別でございまして、そういう委員會におきまして、違反行為容疑が起つた場合に、全国的に同一の基準においてこれに對することが出来るかどうか。同じ案件につきまして、或る地方では全然問題になつた、別の地方ではそれが問題にされるというやうなことがありはしまいか。こゝういふやうなことが起りますと、却つて教育の政治的中立が亂されてしまふやうなことがあると思ふので

つて強制とかいうようなことはないのであります。強制したことに對しての中教審からの申入というようなことはありません。

それからその次に、「世間で教育基本法ということで八条の規定があるのだから、これで足りるのではないか、この法律を作るといふことは屋上屋を架するものであつて、むしろ自衛自戒といふことに待つべきではないか」といふ論があるが、それに対してどう思ふか、こゝういふことであります。基本法の規定は、御承知のように、これは教育の精神と言いますか、方針を書いたものであります。これが如何にしてこの方針が維持せられ、如何にしてその原則が活用せられるかといふことにつきましては、それらの各個の法令によつて規定せらるべきもので、基本法自身ではただ方針が示されておる。こゝういふふうになつておると思ふのであります。従つてこの方針があらましても、これが現実に守られておらん、或いはその原則が破壊されておるといふことがあれば、どうしてもこれを維持するところの立法が必要になつて来ることは当然であります。今日自衛自戒に待つといふようなことも、これは考えられませんが、併し今日の事態は、さういふ悠長なことをしてこれを待つておるといふような事態ではないと私は考えておるのであります。

それからその次に、「国立学校職員はいわゆる国家公務員としての政治制限を受けておるのであるが、そのために学問の自由が侵害せられておるとか、或いは言論の自由が圧迫せられておるとか、こゝういふ意味の訴えがあつたか、抗議があつたか、或いは又国立学校の附属学校の先生方から非常に困るといふ訴えがあつたか」といふことであります。これは古いことは存じませんが、恐らくこの国家公務員法ができて以来、一度もさういふ訴えがあつたとは思われません。

それから次に、単独立法の解釈についてであります。御指摘になりましたが、団体の通じない場合、それから学者が雑誌等に寄稿をした論文が自然に学校の教育に作用を起した場合は、それから教育が特定政党を支持するといふ決議をした場合、これはいづれもこの単独立法には抵触をしない場合であると存じます。

それからなおこの解釈について、「特定政党を支持し、又は反對するに至らしめるに足りる教育」、「この第二項の規定についてどう解釈すべきか」といふお尋ねであります。私も、これは特定政党の意識といふものを直ちに児童の頭に映すといふことでなくとも、特定政党を支持、又は支持せざるに、自然の成り行きでそれなりなるを得ないような必然的な結果を予想し得る教育、こゝういふものを含むといふことを考えておるのであります。

それから次に、高等学校を除外したのはどういふわけか。これは成るほどお説のような考え方も成り立つと思ひますが、特に義務教育学校といふものが、非常に教育の基本として重大であり、殊にまだいけなない児童等を対象としておるのでありますから、この法律が少しでも行き過ぎにならないために、特に重点として義務教育学校を対象としたわけでありました。

その次に、教育の自由といふことと関連して、学問、思想については自由といふことが尊重せられなければならぬ、これは憲法にも規定してある、教育の自由についてはどうであるか。こゝういふお尋ねでありましたが、学問、思想の自由は勿論、これは尊重せらるべきことは当然であります。ただ教育については、これは相手があるものであります。ただ学問を研究し、ただ自分がものを考へて、こゝういふことではないのであつて、教育といふものは相手があるのでありますから、その教育を自分勝手にはいしませんが、何でもやつていいといふ、こゝういふことにはならないといふことは当然であります。

勿論憲法にさういふ規定があるわけではあります。私は、現に教育基本法第八條第二項に、こゝういふ教育をしてはならないといふことを規定してはならないといふ法律の精神に基いて、その枠の中で、先生が自分の良心に訴へ、責任を持つた教育を行う。こゝういふ限度における教育の自由といふことを考へておりますが、ここに今日言われましますやうに、何でもかでも一切かまわん。こゝういふ放恣な教育といふものはあるべきものではないと考へております。

〔高橋道男君発言の許可を求め〕
○議長(河井彌八郎) 高橋道男君。
○高橋道男君 私の質問中に……
〔登壇々々と呼ぶ者あり〕
○議長(河井彌八郎) 御登壇願います。

〔高橋道男君登壇〕
○高橋道男君 只今の私の質問中に、宗教教育と相並んで教育基本法の条章の趣旨を敷衍、徹底したらどうかと、そゝういふことによつて国民道義の高揚

が期せられるのではないかとということにつきまして、一応の御答弁は副総理からございましたが、主管大臣としての文部大臣のお答えも十分伺いたいたと思ひますので、その点について再質問をいたします。

〔国務大臣大達茂雄君登壇、拍手〕
○国務大臣(大達茂雄) お答えをいたします。
宗教教育と申しますか、宗教的情操が涵養されることが教育上極めて重大であることは、これは基本法にも規定があるのであります。現に世界の各國において、この宗教といふものが、そのそれ／＼の國の道義的精神の基調をなしているといふことは、殆んど例外なく考えられるのであります。その意味から申しましても、この宗教教育は非常に重大なものであると私は思ひます。ただ基本法に規定してありますことは、国立学校或いは公立学校においては特定の宗教に偏つて教えることはいけなない、こゝういふことになつております。これは非常に、まあそゝういふふうになつておりますから、国立学校、公立学校においては特定宗教の教養等を教えることは、これはとめられてゐるのであります。これらの点につきましては、私は私立学校の任務と申しますか、その教育上持つてゐる責務といふものは非常に重大である。かゝうに考へてゐるのであります。

○議長(河井彌八郎) 荒木正三郎君。
〔荒木正三郎君登壇、拍手〕
○荒木正三郎君 私は先に施政方針に對する一般質問の際にも述べたのであります。警察法の改正に關する問題と、今回提案されました教員の政治活

動を制限する法案は、吉田内閣の反動性を最も露骨に表わしてゐるものであつて、我々は民主主義に對する挑戦であると考へざるを得ないのであります。〔その通りと呼ぶ者あり、拍手〕
申すまでもなく政治活動の自由は、日本國憲法がすべての國民に保障するところでありまして、侵すことのできない、永久の權利として認められてゐるのであります。このことは公務員に對しても、一般市民としての公民権は当然憲法の保障するところであると申さなければなりません。

〔議長退席、副議長着席〕
先に國家公務員法が制定せられ、國家公務員に對して団体交渉權を奪ふと共に、政治活動に對しては全面的に禁止するやうな措置をとり、而もこれに違反した者については三年以下の懲役或いは十萬圓以下の罰金に処するといふ苛酷な規定を設けたのであります。當時憲法學者は勿論、一般有識者は、憲法違反であると主張したのであります。〔その通りと呼ぶ者あり〕議會政治を以て國に對して、政治的な所信に基づく言動が体刑を以て処断されるといふことは、吾人の到底考へ得られないところでありました。〔拍手〕或いは占領治下にあつた日本としてはやむを得ないところであると言ふかも知れないのであります。これこそ占領政策の第一に舉ぐべき問題であると信ずるのであります。〔拍手〕然るに吉田内閣は、逆にこの憲法の適用範圍を拡大して、地方公務員である教員に對してもこれを推し延ばしようとしてゐるのであります。民主主義に對する挑戦であると申すはかばかしいのであります。

動を制限する法案は、吉田内閣の反動性を最も露骨に表わしてゐるものであつて、我々は民主主義に對する挑戦であると考へざるを得ないのであります。〔その通りと呼ぶ者あり、拍手〕
申すまでもなく政治活動の自由は、日本國憲法がすべての國民に保障するところでありまして、侵すことのできない、永久の權利として認められてゐるのであります。このことは公務員に對しても、一般市民としての公民権は当然憲法の保障するところであると申さなければなりません。

私は日本社会党第四控室を代表いたしますが、只今提案になつてゐる法案について順次質疑をいたしたいと存するのであります。

先ず第一は、文教行政が言つての内務官出身によつて牛耳られてゐることに對して、首相の見解をお尋ねしたいと思ふのであります。(拍手)大連文相を初め、局長、課長等の重要な地位は内務官出身の者、或いは特高系統によつて占められてゐるのであります。私は個人を非難する考へはありませんが、日本の過去の教育が誤りを犯した一つの大きな原因は、官僚独善と中央集権的な教育統制がここに現れたからであります。然るに今日の文部行政がこの過ちを再び犯しつつあることは、我々のしばしば指摘したところでありました。(拍手)昨年十二月二十三日付緒方局長を以て教育長宛に出された通牒及び本年の二月一日付を以て全国地方教育委員会連絡協議会長風巻義雄名で流された文書等は、このことを如実に物語つてゐるものであります。(拍手)又、大連文部大臣は、地教委を育成してこれによつて教員を監視せしめると言つてゐるのであります。かくのごときは日本の教育を誤るも甚だしと言わなければなりません。

第二は、この法案に對する世論の動向及び世界的な反響について、如何に首相は判断しておられるかということであり、この法案は立案過程において嚴重な秘密主義がとられて外部と

は完全に遮断されておつたのであります。が、政府の意圖に對して世論は重大な関心を示し、政府の行き過ぎに警告を発しておつたことは否定することのできない事実であると思ふのであります。又、諸外国における反響についても、最近の日本の政治的動向のうちで教員の政治活動制限法案と憲法改正法案ほど大きな関心を寄せられたものはない。と報じてゐるのであります。そして日本政府の行き過ぎに批判的な態度をとつてゐるのであります。殊に國際自由労働及び世界教員組合連合会から吉田首相宛に強い抗議文が寄せられてゐるのであります。(拍手)

現に國際自由労働公務員組合書記長ボーレー氏はこの問題のためにわざわざ日本を訪れて、關係当局にこの法案の撤回を求めてゐるのであります。これは日本の民主主義が後退することを恐るゝと共に、延いては世界の民主主義に脅威を与えるものであるとの認識の下にこの法案に反對をしてゐるのであります。(拍手)この法案の成立を強行することは世界における日本の地位に悪い影響を与えるものであると思ふのであります。首相の見解を伺いたないのであります。

なおこの際特にお尋ねをいたしたい点は、自由党の党報を學校を通じてPTAに配付した問題であります。私どもの調査によりますと、露骨なる反日教組宣伝に埋められた、例えば「危い!あなたの子供、日教組の無差別爆撃計画(笑聲)」「こういうふうな見出しの下に、反日教組宣伝に埋められた自由党の宣伝文書が(氣遣い沙汰だ)と呼ぶ者あり」全国的に一學校に五十枚配付されてゐるのであります。送り

先は學校長で宛名はPTAになつてゐるのであります。これは明らかに學校の手を通じてPTAに自由党の宣伝文書を配付せんとしたことは明らかであります。かかることは許さるべきことではないと考へるのであります。(教育基本法違反だ)と呼ぶ者あり。若しかかことが許されるとすれば、今後あらゆる団体においてかかる手段がとられるであらうといふことを附言して、自由党總裁である首相の答弁を求めたいのであります。(拍手、違反第一号)と呼ぶ者あり。

次に文部大臣にお尋ねいたしますが、政府は教育の政治的中立性に名をかりて、地方公務員である教員に國家公務員法の百二條を適用し、教員の政治活動を全面的に制限しようとしてゐるのであります。が、教育基本法第八條は法律に定める學校は、特定の政黨を支持したり、或いはこれに反對するための政治教育その他の政治活動をしてはならないと規定して、明らかに學校教育に限定してゐるのであります。申すまでもなく、教育が時の政治勢力に支配されたり、一党一派に偏する教育が行われてはならないことは當然であります。併しその範圍を拡大して一般市民としての公民権を制限することとは、教育基本法の精神を逸脱するばかりでなく、基本的人權を侵害するものと言わなければなりません。(拍手)

私は教育の政治的中立性は學校教育に限定すべきものであつて、それ以上に出ることはできないものであると考へるが、文相の見解を質したいのであります。

限を擴大するものであると申しておりますが、これは教育基本法第六條にいう、法律に定める學校の教育は、全体の奉仕者であるといふことを指しているものと思はれるのであります。が、全体の奉仕者とは直接國民に責任を負ふことであつて、時の政府や政府を作つてゐる政黨に奉仕するものでないといふことを示したものであります。(その通り)と呼ぶ者あり。このことによつて市民としての公民権を制限する理由にはならないのであります。アメリカの教育使節團は曾て我々に助言を与えて「教師は他の公民の持つてゐる一切の特権と機会を手えられなければならない。そしてその任務を申分なく立派になしとげるには思想と言論と行動の自由を持たなければならない。」と言つてゐるのであります。このことは今日世界の民主主義國家においては固く信じられてゐるところであつて、市民としての公民権を國の法律を以て制限してゐる國はないのであります。文部大臣は教育公務員の職務と責任の特殊性を如何に考へておられるのか説明を願ひたいと思ふのであります。

第三は、議會政治をとつてゐる我が國において、選挙活動が犯罪になるといふ考へは明らかに憲法違反であり、政府は國家公務員の例によつたものであると輕く逃げようとしてゐるが、國家公務員法それ自身が憲法に違反してゐるのであります。國際自由労働の公務員組合の書記長ボーレー氏は「今日の法案は世界に類のない憲法である。わたしたは國際的な視野に立つて言ふのであるが、教育關係法規の中に懲役三年といふ刑罰をきめたものは今のところ世界のどこを探してもない。

殺人強盜といふような犯罪ならともかく、單に政治的な所信に基づく言動が体刑に値するといふのは常識では判断できない。」と言つてゐるのであります。(拍手)ボーレー氏の言を待つまでもなく憲法第十四條に、すべての國民は法の下に平等であるといひ、第十八條に、何人も、いかなる奴隸的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反して苦役に服させられないと言つてゐるのであります。一般市民が保障されてゐる公民権の行使が、教員の場合は犯罪を構成するといふのは、憲法の違反であると思ふのであります。が、これは法務大臣の説明を求めたいのであります。(よく説明をなさい)と呼ぶ者あり、(笑聲)

次に義務教育諸學校における教育の政治的中立の確保に關する法律案につきまして質疑をしたいと思います。

第一点は、政府はこの法案の提案理由として、教育職員の自主性を擁護するためであると言つてゐるが、あの有名な戦争によつて教員の得たものはただ一つ教員の解放であつたのであります。教員は生きた社會と直接接觸し、行動の自主性を回復した教員は、日本教職員組合を結成すると共に、今日偉大な研究組織をも確立したのであります。更に世界の教員組合とも連繫し、以て國際的な關連において教育問題の解決に當らうとしてゐるのであります。僅數年の間にこれを為し遂げたことは、驚歎に値すると思ふのであります。自由が如何に尊いものであるかを如実に示してゐると思ふのであります。

す。然るに政府は自主性を擁護すると言いが、手かせ足かせをせよと主張してゐるのであります。あらゆる思想、言論に接する自由の機会を持つことによつてのみ、教員の自主性は維持できると思ふのであります。〔その通り〕と呼ぶ者あり、拍手。文相の見解を伺いたいと思ふのであります。

第二は、文相は赤い教育が行われてゐる事例として山口県日記を挙げ、而もこれは日教組の計画に基くものであることは日教組自身の文書で明らかであると云つてゐます。山口県日記が赤い教育だと断定することは一方的な宣傳であり、これを編集した教師の意図を全然無視するものであります。この日記の取材においては、少年朝日年鑑及び文部省検定の教科書より取つてある面も少なくないのであります。而も山口県教育委員会は、この日記について検討の結果、必ずしも赤い教育だといふ結論に達したとは聞かないのであります。なお、山口県日記は、日教組とは何ら関係なく編集されたもので、

〔そのだ〕と呼ぶ者あり。これを日教組の計画に基くものであるとは、事実を歪めるに過ぎないと思ふのであります。文相が言ふ日教組自身の文書なるものを提示して私は具体的に説明を要求するものであります。

次に、この法律によつて処罰の対象になるのは一般国民であります。従つてこの法律によつて国民が犯罪になる行為と、然らざる行為とを識別し得るものでなければならぬのであります。第三項二項は、「前項の特定の政党等を支持せよ、又はこれに反対せよ」の教育には、良識ある公民たるに必要な政治的教養を授けるに必要な限度を

こえて、特定の政党等を支持し、又はこれに反対するに至らしめるに足りる教育を含むものとすると、極めて難解な文章になつてゐるのであります。が、教育は真理と正義を愛する国民の育成を目的とするものでありますから、政党の政治上の主義又は政策を批判的な立場で教へなければならぬといふことは当然であります。〔当然でしよう、それは〕と呼ぶ者あり。この場合批判的な立場がこの法律に言う「必要な限度をこえて、特定の政党等を支持し、又はこれに反対するに至らしめるに足りる教育」になるかどうか。文部、法務両大臣に説明を求めたいのであります。

この法律による犯罪は、教育委員会或いは学長、知事の請求を待つて論ずることになつてゐるが、これらの監督機関の請求がなければ、半國の捜査を行うことができないのか、或いは差支えないのであるか。これは文部、法務両大臣にお尋ねをしたいと思います。

最後に申上げたことは、中央教育審議会の答申にある、日本教職員組合が政治的偏向を侵してゐると判断してゐることでもあります。又、日教組主催の教育研究大会についても、特定の政治的意図の下に計画されてゐると考えられてゐることでもあります。今日五十五万教職員のひとしく念願してゐるのは、平和憲法を守つて行きたいということであり、民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意した憲法を守つて行こうとしてゐるのであります。

〔拍手〕「この理想の実現は、根本において教育の力にまつべきものである。」との教育基本法の開頭を精神を、五十五万教職員はみずからの使命と考えてゐるのであります。〔そのだ〕と呼ぶ者あり。言つては太平洋戦争において多くの教員を戦場に送り、今又多くの戦争孤児を預かつてゐる全国の教員は、何としても平和を守らなければならぬと深く決意すると共に、これを教育の場において実践しようとしてゐるのであります。〔拍手〕これはソ連製の平和政策に同調するものでもなく、日本国憲法、教育基本法に基くものであります。この決意と行動を以て政治的偏向を侵してゐると考えたり、或いは特定の政治的意図の下に動いてゐるものと判断することは、我々の理解し得ないところであります。

私は日本教職員組合の性格を更に明らかにするために、次のことを申上げたいのであります。昭和二十四年十一月に日教組は栃木県塩原において第六回の臨時大会を開き、組合運営の根本方針を決定したのであります。この大会は日教組結成大会に次ぐ重要な大会でありまして、この大会において決定された基本方針は、今日もなお何ら変更されてゐないものであります。この大会において当時私は日教組の委員長として次のことを述べたのであります。

〔拍手〕「我々は日教組結成以来、政党の干渉を強力に排除し、勿論一党一派に偏することや戒を警戒して来たのでございまして。今日我々は真に五十万教職員の団結の強化を図り、日教組の組織をますます強固にするためには、左翼組合主義を完全に払拭し、建設的にして実質的な利益を守る健全な組合運動方針を確立しなければならぬと信じてゐるのであります。」と述べてゐるのであります。〔誠にいいじゃないか〕と

呼ぶ者あり。この方針は、日教組の基本方針として今日もなお堅持されてゐるのであります。〔そのなつておらんから心配してゐるのだ〕と呼ぶ者あり。私は日教組を弁護するために言うのではない。日教組が左翼的傾向性を排除すること、一党一派に偏しないといふことは、一貫して堅持されてゐることを申上げたのであります。

中央教育審議会の答申は、一方的独断的であると思ふのであります。これに對して私は文相の見解を伺いたいののであります。若し、文相が中央教育審議会と同じような判断を持つておられるとするならば、私はこれを具体的に指摘して頂きたいのであります。

最後に、私はこの法案が成立すること、日本の不幸であるといふ一言を申上げて質問を終わりたいと思ふ。〔拍手〕

〔國務大臣緒方竹虎君登壇、拍手〕
○國務大臣(緒方竹虎君) 答へたいいたします。

文部行政に當る重要な地位には教育上経験のある人を置くべきではないかという御意見であります。これは大体論じたいとは思はれますが、これは差支えないと思ふ。併し除外例も又時にはある場合においてはさうであると思ふ。例へば中橋徳五郎という、商船会社の社長から文部大臣になつた人があります。この中橋氏は、過去の文部大臣のうちにおきまして、文教行政上最も大きな業績を残した一人であります。又現在の文部大臣も専門出身でない。而もこの文教行政に最も適格である人の一人であると思ふのであります。〔中橋と大連と

比べて何を言つてゐるのだ〕しつかりやれと呼ぶ者あり、笑聲。

それから、この基本法案に對して国内よりも相當の反對があり、又海外からも相當の反響があるといふことでもあります。〔その通り〕と呼ぶ者あり。国内のいふ／＼な批判に對しては私も十分耳を傾けてゐます。〔嘘をつけ〕傾けておらんじやないか。と呼ぶ者あり。勿論いふ／＼重大な法案を立案し、又それを実施いたしますにつきましては、十分に当局といたしましては視野を広くして参らなければならぬせんけれども、併しながら外國の批判は必ずしも金科玉条のものではないのであります。國內においてすらこの法案は相當歪曲されて今日まで伝えられて参つたところを見ますと、外國には相當誤まつて伝えられてゐるのではないかと思ふ。私は逐次、外國においても正しい批判が発表されることを期待してゐます。

それから自由党がこの法案に對する宣伝文書を配付したといふことでもあります。これは私は政教として當然のことであると思ふ。児童に政治的中立性を失つた教育を別注ぎ込んでゐないのであります。先ほど読み上げたところではさういふ憂へはないと考えておりました。

〔國務大臣大連茂雄君登壇、拍手〕
○國務大臣(大連茂雄君) 荒木君の御質問にお答へいたします。

荒木議員のおつしやるように、教育は全体に對する奉仕、國民の全部に責任を負つて行わなければならないのであります。さうしてこれは國民の全体に責任を負ふべきものであります。時の政治的権力云々は、この場合問題にはな

りません。

〔國務大臣大連茂雄君登壇、拍手〕

〔國務大臣大連茂雄君登壇、拍手〕

〔國務大臣大連茂雄君登壇、拍手〕

りません。全部に対する率仕であるが故に、この公務である教育というものは最も適正に行われなければならない。これは一般の公務員の場合も同様であります。公務は適正に行われなければならない。教育の場合について言ふと、その公務たる教育が適正に、一方に偏らないように行われなければならない。これが公務員に対する政治的行爲を制限する根拠であると私は思います。

荒木議員は、教室を離れて、教員の個人としての政治的行爲を制限することはいけなと、これは教員でありまして、他の公務員でありまして同じことであるとして、要は一方に非常に偏した立場をとることをやめて、そのことによつてその担当する公務が適正に行われることを法律は期待してあるものと私は解釈しておるのであります。従つてこれが憲法に違反するとか、そういうことは、これはあり得ないものであります。公務が適正に行われるということが、公共の福祉として最も重大であり、基本であるということとを考えれば、それがための制限というものが憲法に違反するということはないことは私は考えません。殊に現行のこれは法律でありまして、今更憲法違反とか云々の問題が論ぜられるわけはないと思います。

その次に、山口県教育日記というものが日教組の方針に基いて出たものだ、それについてはつきりそういうことを言ふか。こういうお話であります。これは日教組自身の文書によつて、例えば中央委員会、大会等における経過報告等の文書によりまして、例えば世界教育大会です、そこに臨ん

だときの日教組代表の言われた言葉の中にそれが出ております。又随所にそれが出ておるのであります。これは明瞭な事実であると思ひます。山口県の日記が偏つておるかおらないか、これは荒木議員と私は全然見解を異にするのであります。(お前の眼鏡は色がついていると呼ぶ者あり)

それから今度の単独法の第三条第二項に、「特定の政党を支持し、又はこれに反対するに至らしめるに足る教育」(こういう字句についてのお説であります。これはそこにも書いてあります。すうに、良識ある公民としての政治的教養を阻害して、つまり正常な判断ができないような、そういう良識をこわすような程度に子供に対して、特定の政党を直接支持する子供が支持するとか、支持しないとかということにならなくとも、政党を何党と何党と指さなくとも、その政党の特徴、基本的性格というものを模々として教へ込むことによつて、政党意識というものがその子供に入つた場合、その子供がその政党を支持し、又は反対するような教育、そういう教育というものであります。

それから次に、教育委員の請求を待つて……(何を言つておるのだ)「しつかりせよ」と呼ぶ者あり)よく聞いて下さい。教育委員会の「請求を待つて論ずる」ということになつておる。「これによつて警察が学校に来るといふことはないか」といふお解ねであります。これは通常これによつて常識上当然わかるように、そういう場合はなくなつておるものであります。それから最後に、「日教組の政治的偏向」ということを中央教育審議会が言つ

ておる。文部大臣はどういうふうに見ておるか。今日日教組が政治的に強く偏向しておるといふことは、これは常識であります。(自由党の常識だ)と呼ぶ者あり)一般の衆目の見るところでありまして。而も日教組が非常に偏つた政治的立場をとつて来たということ、これはこれぞ日教組のことなすこと、又その大会、その他において現われておる文書等によつて、これは極めて明瞭に指摘し得るのであります。(そういう日教組を作つた覚えはない)と呼ぶ者あり、拍手)

〔国務大臣(犬養健)答へ申上げます。〕

最初の御質問は、教育の中立確保に関する法案の第三第二項の問題でございまして、特に「必要限度」と書いてあるが、「これは不明確ではないか。」「こういう御質問でございまして。成るほど本案の第三第二項に、「必要限度」と書いてございまして、これは結局社会通念に従つて、客観的に判断するのであります。その社会通念は、換言だけの社会通念とか、警察だけの社会通念でないものであります。教育委員の社会通念も加わるのであります。要するに実際の運用の場合には十分に氣をつけて考へておる次第であります。

それから次の御質問は、「教唆扇動を摘発する場合、教育委員会の要請によつておるが、要請がなくても警察は捜査できるのか」と、又要請がなければ捜査しないのか」と、こういう問題でございまして、勿論この事柄の性質上、教育委員会の要請を待つて、初めて捜査を開始いたします。又

その要請は電話やなんかでなくて、きちんと正式に書類による要請を待つておるにいたしておる次第であります。(拍手)

〔荒木正三郎君発言の許可を求む。〕

〔荒木正三郎君発言の許可を求む。〕

〔荒木正三郎君発言の許可を求む。〕

〔荒木正三郎君発言の許可を求む。〕

〔荒木正三郎君発言の許可を求む。〕

〔荒木正三郎君発言の許可を求む。〕

〔荒木正三郎君発言の許可を求む。〕

〔荒木正三郎君発言の許可を求む。〕

〔荒木正三郎君発言の許可を求む。〕

〔荒木正三郎君発言の許可を求む。〕

〔荒木正三郎君発言の許可を求む。〕

ど教育委員会の要請がなければできないことになつていますが、併し学校を捜査しても差支えがない。こういうふうな案文になつておると思ひます。従つて先ほどの答弁に間違ひがないか。もう一度御説明を願ひたいのであります。

なお、文部大臣にお解ねをいたします。文部大臣は、「日本教職員組合が最も強く政治的偏向を侵しておる。」というふうな言ひをしておるのであります。が、これは自由党という立場に立つておつしやつておるのか、何か客観的に、(一番政治的に偏向しているよ)と呼ぶ者あり)客観的な基準に従つておつしやつておるのか、私は了解に苦しむのであります。文部大臣は今の教育の実情を私は知つておられるのであるが、甚だ疑うものであります。(何も知りやしないのだよ)と呼ぶ者あり)今日一つの教室に五十人、六十人、或いは七十人という大勢の子供を入れた、それでも間に合はないで、二部授業をやつておるところが、全国において少くないのであります。又この子供たちに教える教員、教材というものは殆んどないというのが現状であります。その中において教員諸君は日々若勞しで、どうしたらよいか教育ができるかという日々の苦勞を続けておるのであります。(その通り)と呼ぶ者あり)こういう中であつて、教員が一番考へることは、今の教育予算を少しでも増やしてもらいたい。学校を建てる予算を取つてもらいたい。或いは教材、教具を買ふ予算が欲しい。このことを真剣に考へておるのであります。(それが赤なのか)と呼ぶ者あり)而もこの教育予算というのは、結局において国の政

治において教育が尊重されるような政治が行われなければ、この予算さえ取れないのであります。(その通り)と呼ぶ者あり、拍手) 当然この教育を立派にして行くという事は、国の政治に關係して来るのであります。(その通りその通り)と呼ぶ者あり、拍手) 又今日全国の教員は、至るところにあるところの基地によつて、その基地から来る毒害によつて、子供たちが痛めつけられておる。これを救いたい。こういうことで日夜苦心しているのです。当然これらは基地の問題に觸れて来るのであります。教育をよくするということは結局政治に關するといふことは否定することのできない問題であります。この教育の問題を向上させるによつて、これが政治的偏向であるとおつしやるのであるかどうか。私も文相の答弁に了解できないものがありますので、なほ御説明を頂きたいと思つてあります。(拍手)

○國務大臣(緒方竹虎君) 答へをいたします。

政党がその政党的名前を置して、文相上の主張を述べることは一向差支えない。先ほど御引用になりましたのは、今度の法案に対する説明をしていゝるのであります。(説明じやないよ)と呼ぶ者あり、先ほど伺つておりましたも、教育の政治的中立性を侵したものを生徒児童に注ぎ込もうとしているものじやない。その意味において一向差支えないと思つております。

○國務大臣(大藏省) 答へを申し上げます。御指摘の点は、先ほどの答弁

で落しましたので、追加の意味でもお答へ申し上げたいと存じます。

なるほど、理論上はこの法案についての犯罪捜査は、教育委員会等の請求がなされる前でも行い得るのでございませうが、(はら見ろ)と呼ぶ者あり、併し他面におきまして、犯罪捜査といふものは、いつもそうでございませうが、公訴の提起のための目的のためになされるのでございませうから、起訴条件が備わらない請求前において捜査を開始するといふことは、通常の場合極めて不適当なわけではございませう。且つ、学園内の出来事は、よくの著しい場合を除いては、これは行政上の監督権に属する処分に任せたいというのが私どもの考えでございまして、何となれば、そこに立入つて行く、場合によつては、子供……生徒ですね、生徒を証人にするというようなことになりまうと、(とんでもない)と呼ぶ者あり、もとくこの本法案の目的であります自分の判断が働かない教育前の子供の、中立的な、朗らかな文教生活といふものをそれだけ動揺させることになるのでありますから、(朗らかなじやないよ)と呼ぶ者あり、できるだけ学園内の処分といふものは行政処分に待ちたいという考えでいる次第でございませう。(子供が朗らかにいられるかい)「しつかりせい」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し)

○國務大臣(大藏省) 日教組の政治的偏向と私が申ししたのは、只今荒木君が言われたような教育予算を増してもいいか、そういうことを言つておることを指して言つたのではないのであります。これは当り前のこ

とであつて、誰もそんなことを日教組が言つたからと言つて、或いは誰か今日言つたからと言つて、これを政治的偏向などといふことはありません。さうな常識を欠いたものではありませう。日教組が政治的偏向をしておるといふことは他に幾らでも例証を挙げられるのであります。只今のものは何もこれには關係はない。これは荒木さん自身が、あなた自身がいわゆる日教連の多分会長をしていらつしやると思つておられます。(それが何だ)と呼ぶ者あり、日教連は言つてもなく日教組のこれは異名同体の政治団体であります。そして日教組の掲げているところのいわゆる政治的主張、それを支持する者を選挙競争の場合において、これを出して送つておるのであります。現に日教組の大会に報告せられる、日教組の……(自由党の機関紙はどうした)と呼ぶ者あり、その他発言する者多し) 緊つて聞きなさい。日教組の……都合が悪ければ幾らでも騒ぎなさい。現に日教組の大会等における経過報告といふものがあります。このうちには平和選挙或いは選挙競争、そして日教組が掲げるところの政治的主張といふものは、これの主たるものは例の平和三原則であります。そしていつも最後には反動内閣打倒、(その通り)「当り前だ」と呼ぶ者あり、この政治的主張、それが政治的偏向といふのであります。これを政治的偏向と言わずして……、そして選挙のときには選挙競争としてです、多額の金を以て選挙を争ひ、議員を国会に送つていく、これが政治的偏向でなくて、どういふものが一体政治的偏向ですか。半校予算を増してくれとか、給食経費を

増額してくれとか、そういうことを言うから、お前はこれを政治的偏向といふのだらうといふことは、顧みて他を言つてもあります。(みずから顧みて恥を知れ)と呼ぶ者あり、拍手)

○副議長(重光葵三三) 相馬助治君。

〔相馬助治君登壇、拍手〕

○相馬助治君 我が国の教育史上、特定の政党が特定の政党的主義主張を宣傳し、而も特定の団体を攻撃した文書を、選挙運動期間中でもない平常の場合において、学校の組織を通じて流し、たとい事例を我々は知らないものであります。同僚荒木君の質問は極めて重大である。(そうだと呼ぶ者あり)これに關して緒方副総理並びに文相は、事もなくそれは当然のことであると述べている。明らかに現在の吉田内閣が政治的中立を侵している事例がそこに現われている。(そうだと呼ぶ者あり、拍手) この内閣が今日教育の中立性維持の名の下に教育公務員特例法の一部改正で教員の手足を縛り、教育の中立性維持の法案といふものを以て教員の日や耳を塞ぐとしていく。不幸にしてこの法律案が成立するならば、これによつて最大の犠牲者となるものは誰であるか。最大の被害者は誰であるか。教員組合でもない。教員でもない。実に次の日本を背負うところの児童生徒であるといふことを私は諸君に訴えなければならぬ。(拍手) 即ち自主と自由と進歩とを奪われた教育に於けるものは無気力と消極性であり、政治権力への追従となるのみであつて、それは不幸な戦争を闘つたところの我がが教訓としてしみじみ知つていなければならぬ事項である。

(その通り)と呼ぶ者あり)にもかかわらず、ここに更に教唆煽動の処罰規定を加えたといふような法律案を提出するに至つたのであります。これは先に被弾法制定のときにも大きな問題を起しましたように、時の政治権力の下に、時の政府に敵対するものに向つて網をかけるやうとするならば幾らでも拡大解釈が自由であつて、(その通り)と呼ぶ者あり)政治家、学者、評論家、これらの言論は挙げてきびしい取締りの対象となつて、結局するところ、思想、言論の弾圧を目的とするところの強権発動を意味することは過去の事実がこれを証明しております。(そうだと呼ぶ者あり)教育は断じて我々のものでなければならぬ。このような観点に立つて私は先ず内閣総理大臣にお伺ひしたい。

第一点は、教育の中正を守らんとする国民の念願は至当であります。然らばその教育の中正を維持するために、教員を対象として威嚇法案を出すこともなければ、取締法案を出すこともない。(その通り)と呼ぶ者あり) 先ず現在の日本の政治そのものが立派になされているといふことが第一でなければならぬ。(その通り)「そうだと呼ぶ者あり、拍手) 首相が幾たびか発言を求めて道義國家の建設であるとか、綱紀肅正であるとか、(笑聲)教育の中立であるとか、近くは耐乏生活の要求といふ掛声にもかかわらず、現在の政治はどのように展開されているか。(汚職だよ)と呼ぶ者あり) 先ずかかる法律案を出す自由党はみずからの手と口を清めなければならぬ。(その通り)と呼ぶ者あり) 吉田自由党の国会議員にして逮捕される者

がある。閣僚に疑惑の疑いが今日かけられておる。国会は汚職問答、一方には一部高級官僚の腐敗、これ又その極に達したかのごとき感があります。(拍手) 新時代の教育といふものは、その時代の傾向と政治経済の現実を離れては存在しない。従いまして教育の中正を守るためには、先ず自由党自身がこの各種疑獄を、吉田内閣自身がこの官界の腐敗を如何に見るか。具体的に言うならば、総辞職をするとか、或いは解散をして再び信を国民に問う段階が来たと思ふのであるが、(その通り)と呼ぶ者あり) 吉田内閣総理大臣の見解を質したいのであるが、不幸にして病氣のため出ないという。(病氣じやないぞ)と呼ぶ者あり、笑聲) 先日来たたび、首相官邸に伺候して打合せをしておるので、この答弁は吉田内閣総理大臣に代つて緒方副総理ができるはずであるが故に、本議会を通じて国民にこれらの点を明快にされたいのであります。

次に、本法案は明らかに違憲立法である。内容については他の諸君が指摘したので重複を避けますけれども、本法は憲法の本質に叛逆するものであり、進んでは愚かにも憲法に挑戦する立法である。如何なる角度から見ても、憲法自体が義務として課している事項を熱心に実行することが、場合によっては刑法上の加罰行為であるといふようなばかき法律が一体日本に存在してよろしいでありましようか。(その通り)と呼ぶ者あり) 首相は如何なる憲法上の条文に照応して本法を提案せんとしたものであるか。而も又かかる憲法を出すに至つた根本の理由は何であるか。文相がとやかく言つ

ておりますけれども、内閣の責任者としてこの際緒方副総理より明確に私は承わりたい。(拍手)

第三に質したいことは、先般ニクソン副大統領が来朝した折の声明に、日本の現憲法に対する一九四六年につつたアメリカの措置は誤りであるといふと述べておる。当時政府筋においては率直な声明であるといふことを歓迎した。これだから認められるのである。こういう立場に立つならば、一体日本憲法が精神とする平和文化国家の建設、平和教育の主張といふのは誤りであるといふ内閣は考へておるか。結論的にはたゞ「憲法改正の意思はない」と強弁しておるが、憲法改正の意思ありや否や、改めてお尋ねしておきたいと思ふのであります。

第四点、最近政府は警察法を改正しそれを根拠とし、今般教育二法案を出してこれを根拠とし、反動日本を再建せんとしておるのであります。これは誠に反動立法と言わざるを得ない。教員よりも警官を信用するこれは法律である。(その通り)と、(その通り)と呼ぶ者あり) 今ここに一人の教員がいて誤まつて不用意に一政党の宣伝をして子供に悪影響を与えたと仮定します。本法の成立によつてその教員が罰せられない子供の前で縛付きとなつて刑務所に引張られたと仮定します。いづれが一体子供にとつて悪影響を与えるのでありましようか。(拍手)私はこれについては論を待たんとおるのであらうと思ふのであります。本法に対して天下の世論いよ／＼きびしき折衝、これを撤回する用意ありや否や。たそがれ内閣ではありまするが(笑聲、拍手)吉

田内閣に対してこの点をお尋ねしたいのであります。

次に文相に対して伺いたい。先ほど同僚高橋議員との質疑におきまして、中央教育審議会委員の答申問題が問題にされました。あの中に適當なる措置をとれと書いてあります。聞くところによりますと、当初文部省は第二小委員会会の原案において、立法措置をとれ、このことは何事にも優先することであるといふような答申を期待したのであるが、これが修正によつてあのようになつたといふことは聞いておる。而も私は中央教育審議会委員にこの耳でこのことを聞いておる。そこで一体文相はあの答申書を如何に考へたのであるか。我々の見解を以てするならば、積極的に、日教組が悪かつたならばこれを善導するように、教員が心配なく授業がやれるように、そうして立派に教育の中立性が保たれるようにというところを期待していたと思ふのであるが、今日威嚇法案を出すに至つた原因は何であるか。これらについて私は先ず一点承わりたいと思ふのであります。

次に、私はこの二法案について具体的な事項について承わりたい。中立維持の法案についてであります。六、六に亘つて私は文相、法相に質したいのであります。第三条の規定において「何人も」と、かように謳つておられますが、これは先に制定された破防法と比較してみます。破防法では「内乱、外患誘致、外患援助」というような刑法所定の犯罪の中でも、殊に重大な犯罪の実行については教唆、煽動を以て罰してあります。然るに皆さん、本法においては特定の政党を支持

又は反対させる教育の実行というように、一般の国民であれば政治的自由としてむしろ活動に行われることが望ましいようなものを対象として、これを刑法上の独立の犯罪として規定しておるのである。破防法に比べて遙かにこれは悪法である。極端な威嚇的立法と言わなければならぬ。(拍手)一体こういうものを文相はどういうふうに考へておるのか。又法相はかかる法律が仮に立法された場合に運営の自信ありや否や承わつておきたいのであります。

第二として、この教唆煽動の対象であるところの特定の政党を支持させる云々といふことが、私立学校においては刑罰の対象となつていない。而も又公立学校の場合においても人事院規則をどのように読むかといふのでしからず明確でない。そういうものを犯罪とするといふことは甚だしく刑罰の本質を無視したものであると思ふのであるが、如何なる理由と如何なる根拠によつてかのような無理な立法となつたのであるか。そうして又これに対する見解は如何か。文部大臣、法務大臣に承わつておきたいと思ふのであります。

第三番目、本法三条において「特定の政党」云々といふ場合において、仮に今案例を以てするならば山口県の日記事件が問題であると言ふが、この山口日記といふものを私は隔から隔まで読んでみた。成るほどそのうちの一部分を抽出して発表するといふと、これは誤解を受ける内容がないでもない。併し問題はこの何政党の宣伝もなされたではない。たゞ「或る特定の政党の重要な主義政策とこれが合致していたのである。これは文相も認める通

りである。こういう場合には、一体今度の法律で罰せられるのか罰せられないのか。罰せられるとすれば誰がされるのであるか。又さういふものは罰しないのであるならば、私は再質問に立つて、それではこの法律はいらないといふのであるからして、多分これは罰するのであるからして、これらを明確に承わつておきたい。(拍手)高橋議員が質問して明快な答えを得ていないのであります。これは一体「特定の政党等を支持し、又はこれに反対するに至らしめるに足る教育」といふような、日本語の語彙を知らざり(文部大臣の資格なし)と呼ぶ者あり) こういう難詰なこの規定といふものは極めてあいまいであるが、解釈規定の限界を特に法務大臣に承わつておきたい。(教育理論もわからんのだ)と呼ぶ者あり)

又第四には、「学校教育法に規定する学校の職員を主たる構成員とする団体の組織又は活動を利用し」と規定しているが、本当はこれを日教組と書きたいところなのであるが、さうにも参らないので、かよになつたかも知れないが、PTAの中でPが極めて少くTが指導力を持つておるPTAなんかもこれに入る、という解釈も成り立たないではないのであるが如何しように考へておるか。これは文部大臣だけで答弁はよろしい。(笑聲)

第五番目に、本法第五条において、前条の罪は国立大学の学長、教育委員会、都道府県知事の請求を待つて論ずるとある。ところが学長はしばらくおいて教育委員会や知事は、政党所屬者がかかり多い。このこと自体がすでに教育に対する外部権力の干渉の危険性を

昭和三十九年二月二十五日 参議院會議録第十二号 (教育審議会) (題旨説明)

教育の政治的中立の確保に関する法律案及び教育公務員特例法の一部を改正する法律案

露呈してある。(拍手)「その通り」と呼ぶ者あり。このような規定で本法が問題なく施行されると思うかどうか。文相、法相の見解を承わつておきたい。

第六、不幸にして今日地方教育委員会といふものは弱体である。この結果委員会と警察が結んで、教員及びその団体或いは第三者を罪人にする危険をこの法律案は持つておる。こういうことを考へるといふと、最後に述べておる「請求の手續は、政令で定める」とあるが、これは何であるか、具体的に述べて頂きたい。「その政令は、今から考へる」といふような答弁を私は絶対に許さない。要しまするに、この法律は第三条が極めて問題であるが故に具体的に答弁を願いたい。

次に教育公務員法の一部を改正する法律案であるが、文部大臣、法務大臣、地方自治庁長官に承わりたいが、現行国家公務員法では、政治活動制限違反に対して処罰を加えており、後にできた地方公務員法では、行政上の処分だけで刑法上の処罰を削除してある。これは国会が進駐軍に頭を抑えられていた時代と違つて、国家公務員法そのものが行き過ぎであつたという反省に立つて、あのような地方公務員法ができた経緯は皆さんが御存じの通りである。ところが今度は又ひっくり返つて、その国家公務員法を讀み替へ規定とするところの悪法を提出するに至つておるが、これはどういふわけなんであるか。むしろ法務大臣は進んで国家公務員法の法の一部を改正して、その政治的活動の自由を許すか、自由党にかようなことを望むことが無理であるとするならば、せめては罰則規定くらい

は削除する意思があるかどうか。私はこれを承わつておきたいと思ひます。

第二点は、地方公務員である教員の地位は、他の地方公務員と何ら変らなない。ところが教員の立場にだけ今般これを当てはめようとしておられます。これは、明らかに憲法第十四条の平等の原則を無視するものである。このことは立法論的に極めて問題であると思ふ。地方公務員を守る立場に立つて、自治庁長官としては、この点に關して閣議で熟考していただければあるまい。何か言つたであらうまい。(拍手)具体的にどのようによつて考へてゐるか。かかる立法が又地方行政と中央行政の混淆を意味するものであると思ふが、それらに対する見解を承わつておきたい。再質問の時間を保留して私の質問を終ります。(拍手)

〔国務大臣(法務大臣) 答へをいふ。〕

「教育の中立性を確保するためには、明らかに政治が前提とならなければいけない。政府は今日のごとき状態の下に、かくのごとき重大なる法案を出すのはどういふわけか」という御質問のようになつたのであります。それは前直の手で目下取調へ中でありまして、その真相の判明を待ちまして、政府は善処するつもりでございます。政府はいたしましては、この時局の重大なることを思ひ、現在御審議を願つております法案、又予算案、その他重要法案を一日も早く成立せしめるために全力を挙げるつもりであります。従ひまして、お説の通りに総辭職又は解散とい

ふふうなのは少しも考へておりません。この法案は違憲立法の疑いがあるという御質問であります。政府は、この將來のために学校教育の政治的中立性を確保することがこの際最も重要であると思ひまして、この法案を提出いたしましたものであります。この法案は教育基本法の精神とすることを実施するための措置でありまして、何ら憲法に違反するものとは考へておりません。

次に、「政府は憲法改正の意思があるかどうか」という御質問でありましたが、これは相馬君のお話の中にもありましたが、政府はたび／＼本議場において申してあります通り、現在、憲法改正の意思は少しも持つておりません。

それから「この法案を撤回する意思はないか。政府は撤回する意思はございません。(拍手)」

〔国務大臣(大藏大臣) 答へをいふ。〕

初めは、この中教審の答申に「適当の措置。適当な立法措置とはない。であるからして中教審の答申によれば、むしろ自衛自戒を待つとか、その他の手段によるのであつて、立法手段によるものではない。この解釈すべきことを誰かからはずき聞いた。こういうことであります。それは私どもの考えとは全く違つております。現に中教審において、この案に強く反対した人が一人だけあります。一人ありまして、この人は、さういふ意味において立法措置をとるといふことに對して反対をされたのであります。他の人は大

体ごとくこの適当なる立法措置という意味において賛成をされたと思ひます。

それから次に、「この教唆煽動を独立罪としたことはどういふわけか。」私は教唆煽動する学校の先生に不当な影響力を与えて、そうしてその先生をして偏つた教育をさせるように働きかけるこの教唆煽動といふものが、現在最も我が国の教育の政治的中立性を侵してゐる一番大きな要素であると思ふのであります。従つてこれを独立罪として規定したわけでありまして、

次に、「かくのごときことは一般には極めて望ましいことであると思ふが、教育の発達のためにも望ましい、この望ましいことを一体犯罪にする、取締るといふことはどうか。私は只今申上げますように、これは最も望ましからざることであると思ひます。それから「山口県の日記のような場合に、これを罰するの罰しないのか。」こういうお尋ねであります。山口県の日記が、あつたまで教育基本法の第八條第二項のいわゆる支持し又は反対するための教育といふことに入ること、私は疑いを入れんと思つておるのであります。併しなから、このたびこの提案になりました法律におきましては、必ずしも基本法第八條の二項に掲げてあるその教育の全部を捕提して、これを取締の対象とし、又罰則の対象としたわけでもありません。これはいやくもこれらの教育を扇動教唆するといふことに罰則を以て臨む以上は、これは罰則の解釈でありますから、できるだけその解釈の面においては厳密に拡張解釈が禁じられなければならないと同時に、その客体になる行為の内容につ

いても、できるだけ明確にする必要がある。かように考へたからであります。従つて山口県の小生生日記をただ點つて子供に渡してあと何にも言わなければ、これが八條の二項の偏つた教育になるかも知れませんが、(かも知れんじやないと呼ぶ者あり)この提案による法律に抵触するものとは言えないかと思ひます。ただ併しなから、實際の場合においては、ただあれを子供に點つて渡して、それでおしまいといふことはないものであります。あれに基いていろ／＼の説明をしたり、質問に答へたり、いろ／＼なことが行われるであらうと思ふ。でありますから、それらのことにつきましては、それ／＼各個の場合について実情に基いて判断せらるべきものである。かように考へておるのであります。

それから次に「団体の中にPTAが入るかどうか。これは主たる構成員とする団体でありますから、先生が過半数、一口に申しますと、先生が過半数が団体の過半数を占めるような団体、これを主たる構成員とする団体。かように考へております。従つてPTAは、殆んどすべての場合においてこの団体の中には入らないと思ひます。(そこがつけ目だらうと呼ぶ者あり)それから次に、「この請求、司直の発動に対する請求を私立学校に委せる。然るに私立学校の場合においてはそれは校長さんが政教に入つておるような場合もある。従つてこれがその偏つた見地、つまり党派的の見地からこの請求が濫用されることがありはしないか。」こういうお尋ねであります。これは公立学校におきましても御承知のように、その校長なり職員が特定の政

党に入党することは、政治活動の制限として何ら禁止せられておらんのであります。国民の非常に多くの人々が政党内に入党しており、又或る党の立場を支持してゐる。こういうことはこれは普通にも多い例であります。これはそういう立場からこれに影響が来るはずがないと私は思ふのであります。教育委員会としての処分が公正に行われる限り、教育委員の中には勿論政黨員もたくさんおられます。教育委員になるためには党派に所属してはいけないという規則はないのであります。これは私立学校の場合に限つた問題ではないのであります。これは勿論請求でありますから、これによつて罪が決定するわけではありませんが、これは申上げるまでもないわけではあります。(拍手)

〔国務大臣犬養健君登壇、拍手〕

○国務大臣(犬養健君) お答えを申し上げます。

最初の御質問は、「教唆運動の構成要件が非常に不明確で悪法ではないか。運営上自信があるかどうか」という問題でございます。御承知のようにこの法案は、教育基本法の規定に従ひまして、教育の政治的中立を害する程度が非常に著しい場合を処罰しようとするのであります。この処罰の構成要件はできるだけ厳格にしほす努力をしたことは御承知と思ひます。且つ、先ほど申上げましたように、教育委員会の請求を待つて初めてやるのであります。その前にはいたさないといふことは、先刻御回答申上げた通りでございます。どつちにしる本法案が成立しましたときには、全国の保国会議をしまして、詳細に、この旨を責任を以て伝えたいと思つております。

それから教育委員会のことでございしますが、先ほど御指摘がありました。が、「この政黨員などが入つてゐるの、政党内位になるのではないか。」という問題はほかの場合にもしばしば体験しておりますが、仮にそういうふうな政党内位の請求がなされたという場合には、ほかの事案においても、これは政党内位の事情でございすることになつたのだと、我々は判断する経験がありまして、そういう場合には捜査を中止したり、不起訴にした場合は幾多ございします。今後その点はそういうふうなやつて行きたいと思つております。

〔現実にはそうじゃありませんよ、危険性がある。と呼ぶ者あり〕

それから最後に、「山口日記」というものは罰せられるか。こういう問題でございします。これは個々の場合に罰せられなければならない、研究しなければならぬと思ひますが、大体原則として、日教組の組合員が、又は外部の人が日教組を通じて教員に働きかける場合であつて、而も政党内位を支持せしむるに足ることがはつきりしている場合には罰せられますが、抽象的な議論、つまり現内閣の支持している政策を抽象的にいふとか悪いとか善いといふことは問題にならないと思ひます。(拍手)

〔国務大臣堀田十一郎君登壇、拍手〕

○国務大臣(堀田十一郎君) 教育公務員特例法の一部を改正する法律案は、立法論として殊に平等という観点からおかしいじやないかといふお尋ねであります。私はかように考えます。なぜかと申上げますと、地方公務員としての身分においては同じでありすが、その上に教育職員という身分

がついておる人たちがこの法律の対象になつておるのであります。このようにはつきりした特殊の身分がある場合には、差別されて一向差支えないものであると、こういうふうに考えるわけでありまして、現に現在の地方公務員法におきまして、第五十七条には、はつきりとしてそういう趣旨の規定があるのであります。決して差支えないと考えております。

〔相馬助治君発言の許可を求む〕

○副議長(重宗雄三君) 相馬君、御登壇下さい。

〔相馬助治君登壇、拍手〕

○相馬助治君 諸方副議長は現内閣の中で一つは良識であると聞かされてゐたが、只今の答弁は、私を失望させました。併し、これは本日の議運の諸君の努力によつて、文部委員会に吉田さんが出るやうでありますから、改めて徹底的にお伺ひいたします。

次に、文部大臣、法務大臣、自治庁長官おの／＼意識的か無意識的か、筋をそらして答弁しておる向きがございします。(その通り)と呼ぶ者あり)文部大臣にお尋ねしたいと思ひますが、一月九日の朝日新聞の夕刊を御覧になつたですか。これには適当な立法的措置をしなければならぬ、これは何事にも優先してしなければならぬ。こういうふうに出ておる。即ちこの案は最終的な答申案がきまる前に、朝日新聞によつてこの種がつかまれて、そしてかような報告になつたのであります。ところが意に反して、答申案がそういうふうにならなかつた。このことを私は言うておるのであつて、それで私は私に重ねて聞きますが、あなたの最高の特権機関である中教審に、今から

この法律の妥当性について相談する用意があるかどうか。この点を承つておきます。

それから第二点は、この第三条の解釈であります。私は一般国民である場合には、政治的自由として政党支持は自由だと、こういうふうな前段で言うたのです。更に教員の場合には、或いは行政上の加罰対象にするかしないかは、これは政党内位によつて私は問題があらうと思ひます。併し刑法上の加罰行為として認定することは行き過ぎだ。破防法よりもつとひどい。これはどうなんだと聞いておるので、その点、お答え願ひたい。

それからこの第三条からんで、私は山口日記の場合には加罰対象になるかならんかといふことを法務大臣に伺つたのです。ですからこういう場合には加罰対象にはならぬ、極めて抽象的である。具体的には、山口日記、山口日記と政府は言うのであるから、よく知つておるはずである。この場合には罰則の適用をして加罰するのもしないのか。こう聞いておる。

それから請求の手続について、私立学校の校長が政党内位などとは私は言うていない。問題は教育委員会であるとか、都道府県知事といふものは政党内位である場合が多い。だから悪いといふのではなくて、こういう人々を経由して、いわゆる刑法上の処罰請求をするといふやうなことが、この法律の趣旨自体が、教育に対して外部権力の干渉の危険性を持つておるのじやないか、これを承つておるのであります。見解を述べて欲しいのであります。

私は最後に附加しておきたいことは、由来こういう教唆運動の罪といふようなものは、立法するときには、立法者の意思といふものは問題になるけれども、現実に出てしまふといふと、恐るべき威力を発揮する。治安維持法が帝國議會で審議されたときに、若槻内務大臣はこういうふうな答えておる。某議員の質問に対して、「政府は学者或いは新聞或いは労働組合運動を本法によつて取締らうとするのではなくて、いかういふ質問であるけれども、政府はさういふ意図は全然持つておりません」と、こういうことを言うておる。

そしてこの法律ができるや、三カ月にして学者にして逮捕される者あり、労働運動の指導者にして拘禁される者あり、新聞にして又言論弾圧を受けた歴史的実事がある。それ故にこそ私はかく具体的に挙げてお尋ねしておるのでありますからして、どうか一つかやうな意味において具体的に明確な答弁をして頂きたい。的をそらすことなく明確にお願ひしたいといふことを繰返して繰返して要求いたしまして、私の再質問を終ります。(拍手)

〔国務大臣犬養健君登壇、拍手〕

○国務大臣(犬養健君) お答えいたします。

中教審の審議につきましては、くどくお尋ねになります。が、当時の実情を申し上げます。中教審の審議に当りまして、立法措置を講ずる。こういうことは初めから前提とされておつたやうであります。そこで一部の委員の方から、さうであるからして具体的な法律案を作つて審議に付してもいい。こういう話が出たのであります。これに對しまして当時余り時間的余裕が

ありませんので、その案は少数で否決されまして、そうして具体的なものでなくとも適当に立案してもらいたい。こういうことに落ちついたものであります。ただ、そのときに立案が済んだらば、当審議会に内容を説明をして欲しい。こういう附帯的な希望がありました。そこでこの法律案がいよいよ確定をいたしましたときに、中教審のほうには、それを説明をして了承を求めたのであります。今相馬君の言われたようなことはないのであります。

それから山口県日記については、先ほど具体的に各場合についてはつきりと申上げたつもりであります。

次に、請求を待つて罪を論ずるといふことが、外部の権力を誘致することになりはしないか。こういうことであります。私はさういふことは考えません。(拍手)

【国務大臣(犬養健)答覆(拍手)】
○国務大臣(犬養健) 答へ申上げます。

再質問で御趣旨がよくわかりました。教育委員会には、政友会が退じることから、さういふふうには政友会が退じり得るような教育委員会の請求に待つてという、さういふ考え方が危いのかやないか。さういふ御質問だと思います。そこでこれは御承知と思いますが、警察法の場合の公安委員と同じでございます。公安委員はさういふ政友会の方で退つておりますが、むしろ今度の警察法改正では、さういふ政友会の退つておる公安委員を尊重する、尊敬の念が薄いのではないかと、お叱りをお聞きして、従つて政友会が退つておるから、委員会制度、そのような種類の委員

員会制度にいろいろの判断を任せるのは危険だといふ御議論は、少々承服いたしかねる次第でございます。

もう一つ山口日記、これは山口日記の全全部がどうか、悪いとか申すのはむしろ軽率だと思います。山口日記の中を調べてみて、先ほど申し上げましたような、ああいうことが明らかになれば違法であり、ただ単に政府の政策或いは政府反対の政策が漠然と批判されておれば、それ自体は違法にならない。要するに個々の場合、正当に慎重に分析したいと申上げた次第でございます。(拍手)

○副議長(重光葵三郎) 笹森順造君。

【笹森順造君答覆(拍手)】

○笹森順造君 只今議題となつております内閣提案の教育関係二法案に對しまして、改進黨を代表して若干の質問をいたし、総理並びに関係大臣の答へを得たいと思つております。すでに、与野党議員の諸君からの質問に對する政府の答へもあつたのでありますから、できるだけ私は重複になる点を省いてお尋ねをいたします。併し問題はやはり今まで論議せられませんでした点にも触れたいと思つて、まだ明快にされておらない点についてのみ、重複にならずにお尋ねを願ひたいと思つております。

第一に、この立法の性格に對してであります。私は、私どもは今後これを審議し、或いは賛否を決する上に大事でありますから、お尋ねしておかなければならない。先ほど来言われておるものでは、本法は憲法に違反するものではないかといふ質問もありましたが、私はこれは憲法に精神に背馳する反動立法ではないかといふ角度から

らお尋ねしたのであります。(拍手)
それは申上げるまでもなく、すべての国民は社会的地位にかかわらず、政治活動については何ら差別せられない、或いは又すべての人が思想及び良心の自由についてはこれを侵してならない。又言論の自由は、これは保障するといふのが、憲法の規定であることは御承知の通り、ところが今までの論議においても重要な点が見落されておるのであります。私も憲法の規定において刑罰を受けない、但し法によるならば刑罰を受けるとされておる。つまり法律がでなければ、私も当然持ち得るところの自由の権利がある。法ができたためにこれが束縛されるということになる。而もこの教員立法がこういう意味で刑罰を付する法律として梓を作ることになるのであります。この意味で今立法者が目当てとしております少数の人以外に、大多數の教育に携り得る者の、その政治活動が無用に制限せられて行くという結果を来たすのではなからうか。(その通り)と、呼ぶ者あり。これが即ち反動立法であり、而も又最近この手党が、或いは又この政府が企てます多くのその立法が、さういふ工合に次から次へと自由の梓を狭めて行くといふことに對してのこの疑念、これがまだ明確にされてないのでありますから、この点についてどういふ意味でこれがなされておるのか。ここをはずりするのではありません。民主主義を守ろうとする私ども国民の意思に反することになるのでありますから、明確にしておきたいのであります。(拍手)

第二の点は、教育基本法に對するところの現政府の態度であります。この基本法に再検討を加えて根本的にこれを改める意思があるかどうか。この教育基本法は御承知のごとく昭和二十二年の三月三十一日に公布せられたところの立法であり、これは日本の國がまだ戦争後周もなく、占領下にありました当時の立法である。現在の政府は、さういふ法律が日本の國情に即しないために、これを根本的に改定して行かなければならぬといふことを言つてゐる。この点について一基本法をどう考へてゐるのか、この基本法をいふ／＼改める考へがあるのか、このか、これはもう一度聞きただしておかなければならない。先ほどの御答へでは、この基本法の通りに行うために、今の罰則の規定が要るのだといふような意味のお答へがあつたようでありましたが、これはさうでもない話だと思ふ。この点についてどうもこの立法の性格を私どもは疑わなければならぬ。従つて、終極までもこの教育基本法の精神を堅持しようとするつもりであるのかどうか。これは後の質問に關係いたしますが、なお政府の方針を明確にして頂きたいと思つております。

第三には、一般の教育者に對する政府の認識と態度についてであります。我が國の教育の振興であるとか、或いは又健全なる発達であるとかといふのは、これはすべての日本の教育者を信頼して、その協力に待つてこそ、初めてでさういふべきものであります。(拍手)ところがこの立法は、それらの先生に大きな疑いをかけ、又これを相手として反対の態度をとつて、罰則まで設けてやろうといふその態度について私ども了解ができない。従つて現政府は公務員或いは地方公務員の立場に

場にあります公共団体のさういふ地方における先生方、つまり今日の小学校、中学校の先生方の大多數がさういふ人であるといふ認識であるのかどうか。私どもは今日まで日本の教育が振興されて来て、さうして或いは日本の民主化であるとか、或いは世界の平和に對する寄与であるとか、或いは又さういふことのために先生方が一生懸命やつて、さうして今日まで良識ある公民を教育するために努力して来たこの努力を私どもは認めなければならぬ。(拍手)現政府はこれを否認しておるのであるかどうか。このことについて、大文部大臣の答へ或いは又政府の教育者に對する態度を、先ず明確にして頂きたいと思つております。

第四には、本二提案の狙ひは一体何であるか、どうもこの狙ひがはなれておるやうに私は思はれてならない。これが破壊活動は是認する政党であるとか、さういふものの活動を禁止しようといふのであれば、すでにこれは破壊活動防止法といふものがある。或いはそれでもないお足らないといふのであるならば、この学校教育法の第九条の第四項といふものがある。それでもなお足らないのであるならば、徹底的にさういふものを取締ろうといふやうなお考へであるならば、どうすればよろしいか。それには非日活動防止法のやうなものでも考へられなければならぬが、一体さういふことを法務大臣、ほかの人が考へたことがあるかどうか。併しそれをやらないのが日本の現在の立場である。だからさういふ苦しい反動立法と批評せられるものを持つ

るということで、罰則を設けないということが理想的なものであります。(拍手)それはあえて国民の自由を束縛するような、こういう法律を作ることを得々としておるがごとき言動は、誠に眞しまなければならぬと私は考えるのであります。(拍手)これは日本民主化の動向に対して、現政府が三思猛省しなければならぬ点でなかるうかと思ひます。それよりも、つと明朝調達な、そうして先生方と共に、日本の堅実な教育をして頂きますように、もつとよい立法をするということの御用意がないのかどうか。これをお尋ねいたしましたして、私の質問を終ります。(改進黨最後まで態度を変えるなよ」と呼ぶ者あり、拍手)

〔國務大臣緒方竹虎君登壇、拍手〕

○國務大臣(緒方竹虎君) お答えをいたします。

本法案は「憲法違反の疑いのある反動立法ではないか」という御質問でありましたが、今回のこの二つの法案は、決して憲法の保障する基本的人権を侵すものではないと政府では解釈いたしましたしております。教育者ばかりでなく、すべての人が、いわゆる心の欲するところに従つて則をこえないという域にまで達しますれば、法律も必要でなく、勿論、今強い御議論のありました罰則等は必要でないのであります。が、現在の教育界の現状がこの立法を必要としておるのであります。併しながら、中立性を損わない、偏向を持たない教育者は、何らこれによつてその行動につきまして制約を受けるものではないのでありますから、その点につきましては、今お述べになりました

大書

よるな御心配はなくて済むと考えております。

それから「教育基本法に対する政府の方針はどうか、これを改正する意思はないか」という御質問でありました。教育基本法は、現行憲法の精神に則り制定されたものでありまして、現在これを改正する必要はないと考えております。

それから「一般教育者に対する政府の認識は一体どんなものか」という御質問であります。全国五十万の教育者の大多数は、健康中正な考えを持って教育に従つておるのでありまして、政府としては、できるだけこれらの教育者の協力を得て、教育の振興を期して参りたいと考えております。今回の法案は、これらの教育者を処罰の対象としておるといふようなことは全然ございせん。

以上お答えを申し上げます。(拍手)

【国務大臣大連茂雄君登壇、拍手】
○国務大臣(大連茂雄君) お答えをいたします。

「この法律が出る結果として、非常に教員を困らせるようなことになるのではないか」という御質問であります。これは決して教員を困らせるとか、或いは教育を悪化させるとかという意味は無論あり得ないのであります。この法律によりまして、教員を守り、そして教育を守りたい。かような考え方から、この法律案を提出した次第であります。

それから「この法律案は、一種の自由党の選挙対策ではないか」という(その通りだ)と呼ぶ者あり御懸念であります。これも只今申し上げますように、これは必ずしも自由党とか或いは

は改進黨とか、共産党とか、そういうことに限定をしておるのではないことは御承知の通りでありまして、自由党を支持し、又は反対するような教育をすべしと、こういう扇動をした場合も、この法律に抵触するのであります。現状を申し上げますと、いわゆる左翼の教育といふものが行われておるといふことは事実であります。併し法律としては、決してどつちだからどつと、こういうことではないのであります。いわんやこれが自由党の選挙対策といふようなことであり得ないことは申上げるまでもないのであります。

その次に、「この法律の対象を義務教育だけに限るのはどういふ理由であるか」ということではあります。これはできるだけの法律が、仮に適用されるというやうなことがあるとすれば、(適用されるよと呼ぶ者あり)これは非常に教育の上に暗影を投ずる面がありますから、従つてできるだけこれを必要の限度に抑えたい。こういう考え方をしたわけでありまして、そういう場合、義務教育が最も教育の基本であり、且つ又、まだいけば全然政治的な判断力のない純白なる児童生徒に對して行われるものでありますから、この義務教育だけを対象として、それに対して偏から不当な助言をして妙な教育をせしめる。そういう反社会的な行為を取つてみたい。こういう考え方でありまして、

それからその次に、「この法律の結果として教育の面に、警察その他の権力の導入となり、或いはその干渉を誘致するといふことになりはしないか」とこれは私もとしてはあり得ない

ように考えておるのであります。ただ勿論これは罰則を以て取締ることでありまして、教育委員会において請求があれば、そこで検察官、警察が動き出す。これは当然であります。併しこれは学校内の先生を科罰の対象としておるものでないことは前々から申上げておる通りであります。何人といへども、こういうことでありまして、学校外から学校に向つて不当な影響力を持つた、妙な教育を扇動しようとするの取締るものであります。この取締は場合によつては学校で調べる場合がありましよう。ありましようけれども、併しこれはすべての犯罪について言われることでありまして、この場合だけに特にならざるべきである。一旦犯罪として客観が成立した以上は、これはどの場合でもこの犯罪の捜査といふことが行われる。これは学校であるから、如何なる場合においても、警察官が正当な理由があるにもかかわらず、一歩も入つてはならぬ。かようなことは無理であります。ただそういう場合が、この法律の結果として当然に頻々として誘致されるかといふことであれば、それは絶対にないものと私は存じております。

最後に、罰則のことではあります。これは諸方副総理からお答えになりましたので、私から改めて申上げるまでもないと思ひます。(拍手)

【国務大臣大連茂雄君登壇、拍手】
○国務大臣(大連茂雄君) お答えを申し上げます。

御質問の、「本法案に規定されております罰則によりまして捜査が行われる場合、お前の常識でいい加減にやられては困る」というお叱りでございませ

す。本法案の場合、著しく教育の中立性維持が害された場合でも、教育委員会の請求を待つて発動するのであります。而も教育委員会が、これは違法性を帯びていると言つても、自動的に法務省、検察庁がそれを受けるのではないのであります。詳しく申し上げます、それ、地方検察庁で違法性の有無を調べまして、最後の判断は、検察官が行います。その地方々々の高等検察庁に行き、最後に最高検察庁に來て、スクリーンを何度もかけて、共同協議をいたすのでございまして、私一人の常識とか知性とかいふ問題ではないのでございまして、大体お察しのように、こういう問題は非常に慎重にやつております。この間の国鉄ストでも、一々の場合のケースを検討いたしました。多くの場合、内部の行政処分によりまして、法の発動による罰則というのは慎重にやつておるものと御承知を願ひたいと思ひます。

それから文部大臣からお答えいたしました。これは「選挙の場合等、一党一派のこれは政策に使われはしないか」といふことでございまして、今文部大臣もお答えになりましたように、例えは自由党でなければいけないとか、自由党とすぐわかるやうなことをしても、忽ち違法性に引掛かるのでございまして、自由党も、仮に自由党を引合ひに出しますれば、自由党も、それだけ制約を受けるのでございまして、一党一派がこれによつて大いに権威を振うといふ余地は、法の性質上むづかしいと思ひます。(拍手)

【国務大臣大連茂雄君登壇、拍手】
○国務大臣(大連茂雄君) 国立学校

の教職員と公立学校の教職員と、感化を与える地域の範囲は違ふのではないかと、一応御尤もだと思ひます。併しそういう御議論でありますれば、例えは国立学校である小学校と、公立学校である小学校と地域の差が、今のやうな扱いの差で妥当であるかどうかといふ問題もあると思ひます。併しそういう問題は一応別にいたしました。今までの法律は一応御指摘のやうな考え方で規定されておつたことは事実であります。ただ残念ながらその法律の下で現実に施行されて來た教育の実情といふものが、それでは不適当であるといふ認識に立つて、今度こういうやうな法律を作らざるを得ないといふことになりましたので、これは残念ながらその点は認識の相違でございまして申上げる以外に方法はないと思ひます。

○副議長(重光謙三君) 須藤五郎君。

【須藤五郎君登壇、拍手】
○須藤五郎君 吉田総理は、汚職問題のために国民の前に顔を出すことができないのか。この重大法案が提出されておるときに議場に出席しないことはけしからぬと思う。国会軽視も甚だしと思う。これは我が無所属クラブ一同の大いに不満とするところでありませう。

以下私は日本共産党を代表して、昨日提出された二つの教育破壊法に對して数点の質問をすることにします。過日の文部委員会において、文相は情勢の変化によつてこの法案を出さざるを得なくなつたと答えておる。私は先ず第一にこの情勢の変化といふ点に關連

す。

ところであり、フアツシヨ法の本質である。

さて、学校の先生は昭和二十六年地方公務員法施行以後、学校に勤める条件として次のような宣誓書に署名し、これを教育委員会に提出しておる。「私はここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、且つ擁護することを固く誓います。」ところがこの法案では、憲法改正を主張する政党が一方に存在するために、学校の教師がこの宣誓の通り平和憲法を守り戦争に反対する立場から、又主権在民の立場から教育をすれば、教育中立に反するとして（そんなことはない」と呼ぶ者あり）犯罪の対象にされてしまいううにできている。これは明らかに憲法違反ではないか。法相並びに文相の見解を質したい。平和は勿論のこと、人権の擁護も、汚職の批判も、特定の政党に反対するに至らしめるに足りると一方的にみなされ、犯罪的な教育となり、教師をこのように救護扇動したとしては、講演をして教師に感銘を与えた大半教授は犯罪者にされる虞れが十分にあるということになるのである。又現在子供の教育を守るため、先生たちが父兄と共に行なっている「給食費を国庫負担にせよ」という運動も、「PTA会費を安くせよ」という運動も、「一年生の教科書の無償配付を中止するな」という運動も、子供の教育を守るための運動は、すべてこの法律の名において禁止され、これを行う教師は犯罪者となるのである。（そんな馬鹿なことがあるか」と呼ぶ者あり）それも教師は何も好きこのんで政治活動をやつておるのではない、好きこのんで政治活動をやつておるのではない。吉田

内閣多年の悪政によつて教育予算は制られ、教育環境は破壊されておる。良心的な教育者である限り、今日父兄と衆の生活を守り、環境を守り、延いては愛する青少年をアメリカの肉弾にしないために闘ひざるを得ないのである。然るに政府は教育者を骨抜きにし、権力の前にひざまずかせ、思ひまゝに反動教育を行おうとしておる。これこそアメリカに対する忠勸法案であり、MSAの教育版ではないか。文相に尋ねるが、世界のどこにこのような破廉恥極まる悪法があるか示してももらいたい。曾つての東条軍閥時代といえども、かかる悪法は作られなかつたのである。諸君はかかる悪法を作ることによつて教育を自分達の思うままに歪め、そうして日本の青少年を軍国主義と戦争に駆り立てようとしているが、この企みは成功するものであるか。これは成功しない。必ずや平和を愛する日本国民の反撃によつて潰され去らざるを得ないのである。

吉田総理は二言目には道義の高揚を口にしておるが、今日の底知れぬ汚職をどう考えるか。かかる汚職政府の汚れた手によつてかかる悪法が作られるなら、日本の将来はどうなるか。吉田汚職内閣は、日本の教育を口にし、道義の高揚を云々する資格は全然ない。むしろこうした下からの反撃を恐れ、これに触れさせないように企んでいるのがこの法案であると思います。

○副議長(重光謙三君) 須藤君時間が……。

○須藤五郎君(続) たゞと云ふ敗れ、植民地にされようとも、青少年の教育が真に正しいものであるならば、やがて日本は國の獨立と自由を回復し得るも

のとき々は確信しておる。日本の將來はかかつて……。

○副議長(重宗雄三君) 須藤君、時間が参りました。

○須藤五郎君(續) かかつて青少年の教育にある。さればこそ、青少年に對し汚職によつた政府の奴隷根性を押しつけんとするこの惡法に對し、(時間時間と呼ぶ者あり)今や全国民は反對して立ち上つておるのであります。

(拍手) 「共產黨反省しろ」と呼ぶ者あり

〔國務大臣緒方竹虎君登壇、拍手〕

○國務大臣(緒方竹虎君) 本法案と池田・ロバートソン會議との間に關係があるのではないかという御質問であります。が、池田・ロバートソン會議は、私的會談でありまして、私十分に内容を知りませんが、この法案とは全然關係はございません。

それから政府はアメリカから愛國心を強要されておるのじやないかという御質問であります。國際共產主義者の言われる愛國心というものかどういふものであるかは私は存じませんが、私どもの愛國心は、自分の住んでおる國が守るに値するその自覺の上に總り上つて来るものであります。決して外國から強要されてできるものではございません。その点においては、はつきりと違つた思想に立つております。

(拍手)

〔國務大臣大藏雄吉君登壇、拍手〕

○國務大臣(大藏雄吉君) 教育には中立性というものはないのでというお話でありまして、そうしてそれを前提にしていろいろ教育について熱論をされましたが、御所論に對しましては、私は全部反對であります。

それから又御調査になつた各地の教育の實情に關する御所見も承りましたが、これもその結論に對しては、私の所見は全然違つてあります。

それから文部官僚についていろ／＼言われましたが、これも大部分は嘘の皮であります。(拍手)

それからなお、後半においていろいろのことを言つて、この法律を惡法ならぬというお話でありましたが、若しこの法律がそういう内容のものであれば、確かに惡法であります。併しながらそれをこの法律にこじつけて、これを教育破壊法と言われるということににつきましては、何ら答弁を申上げる必要もないことであります。(拍手)

〔國務大臣大義健君登壇、拍手〕

○國務大臣(大義健君) お答え申し上げます。

今の憲法には軍備は設けていけないという、そういう精神に基いて、軍備は設けてならぬといつた場合、罰則に触れるかどうかという大よその御質問であつたと思います。憲法の精神に關う教育というものは、本法案に触れないことは勿論でありまして、御承知と思いますが、第三条第二項にもその趣旨が書いてございます。従つて再軍備の是非について、それだけを御論じになつても罰にはなりません。ただ再軍備をするかどうかの政見がいけないとか、或いはそのどこかの政見が明らかにわかるように上手に言つて再軍備の是非と結び付けると、この法案の罰則に触れる次第でございます。(拍手)

○副團長(重泉雄三君) これにて質疑通告者の発言は全部終了いたしました。たゞ質疑は終了したものと認めます。

○副長(重榮雄三君) 日程第二、し
やし、織維品の課税に關する法律案。
(趣旨説明、前回の続き)
昨日の小笠原大蔵大臣の説明に對し、質疑の通告がございます。順次發言を許します。青柳秀夫君

〔青柳秀夫君登壇、拍手〕

○青柳秀夫君 私は自由党を代表いたしたし、まして、今回提出せられましたし、やゝ織維品の課税に關する法律案について政府の所信を伺いたいと存するのであります。

先ず最初に本法律案に關連して、租税に對する基本方針についてお伺いをいたします。政府は、先に昭和二十九年予算の編成に當りまして、緊縮財政方針を堅持する建前を表明し、総予算額を一兆四億以内にとどめたのであります。が、これに伴ひ租税制度につきましても、相当大幅の改訂を行い、所得税、法人税等の直接税の軽減調整を図る一方、今回提案せられました奢侈消費税のほか各種の間接税を新設或いは増徴することにいたしておるのであります。かように政府が所得税等について負担の軽減を期せられた点については、誠に適切な措置として敬意を表するのであります。が、これが補填を間接税のみに求めんとすることにつきましましては、いささか疑義を有するのであります。申すまでもなく課税の根幹は納税者の担税能力に即応しなければならぬのであります。が、直接税においては各人それぞれの資力に適應せる課税をなし、負担の均衡を期し得られるのに反しまして、間接税においては納税者個々の担税力の大小如何にかかわらず一律に課税せられるために、い

わゆる大衆課税となり負担の公平を失する場合があります。現在でも我が国の間接税の比率は相当高くなつておりました。今参考のために各年における間接税の比率を見ますと、昨年度における大蔵省の資料によれば、アメリカは一一・四％、フランスは一一・三％、ドイツは二・六％、イギリスは四・八％に對し、我が国は四四・七％となつておるのであります。最も比率が高いのであります。然るに政府は直接税の軽減のみに更に間接税の増徴を行わんとしておりますが、これは租税体系よりいたしまして間接税の行き過ぎとなり不合理の結果を生ずるものと懸念されます。大蔵大臣は如何なる御所見であるか伺ひたいのであります。

次に、本税を決定する理由につきましては先に一応の御説明を承つたのであります。何故に新たに本税を設定する必要があるかの点を明確に伺ひたいのであります。元來、税制におきましては「旧税は良税なり」との言葉のように、多年の慣行によつて課税せられて参りました税は、たとえ理論的には不合理でありまして自然に人心に馴れて比較的スムーズに納税せられるに反し、新たに税を設定する場合におきましては、相當の合理的の根拠に基づいて課税せられました場合において、これが実施はなか／＼困難であるのが通例であります。それ故に新税を起して国民に新たに負担を負わしめることについては、租税制度全般に亘つて十分なる検討を加え、これが国民生活に及ぼす影響、或いは國家の産業經濟に及ぼす影響等を慎重に考慮し、如何なる角度より眺めても妥當であり、

他に方法のない場合においてのみ新税の設定は是認せられるものと云ふなければなりません。かような見地よりいたしまして、今回の奢侈消費税の新設につき政府はこれらの点に關してどのような検討を加えられたのであります。なお本税の収入見込額は八十五億圓ということになつておりますが、この程度の歳入はかかる新税を創設しなくとも一般の税収入の自然増収等によつて賄ひ得るのではないかと懸念されるのであります。強いて本税を新設せんとする理由についての御所見を承つたいのであります。

次に本税の課税物件について伺ひたいと思ひます。これはその名の示すように奢侈消費品ということになつておりますが、社会通念において真に奢侈品、贅品と認められる高級品に限つて課税せられるとすれば、社会政策的の見地からいたしまして又他の物品税との関係よりいたしましても妥當であり、經濟自立のために國民の耐乏生活が強調せられる現在においては、その必要を是認せられると思ひます。併しなから一口に奢侈品といひまして、見方によつては相當の幅があるものであります。若し歳入を確保することのみを目的としてその認定を誤りましたならば、大衆課税となり一般國民生活に及ぼす影響も大であり、又一面、國の産業經濟の發展或いは文化の向上にも支障を来たす等憂うべき結果となるのであります。政府は法第一条に、その価格の水準を規定せられておりますが、これは如何なる根拠の下に、何を基本として設定せられたのであります。御説明を願ひたいのであります。

次にお伺ひたいのは、納税義務者の点であります。即ち如何なる段階において本税を課税するか点でございます。或いは当初の段階即ち原系に課税せんとする案、或いは最終の段階即ち小売業者に課税せんとする案もあつたと思いますが、いずれも極めて不合理の点が多く、これが決定を見るに至らなかつたのであります。今回の提案によれば納税義務者は、第一次製品の販売業者又はその製造業者となつておるのであります。これは極めて重要な点であります。最も慎重に考慮を払わなければならんと存するのであります。本法において課税せんとするいはゆる間接税の課税は誠に不明確でありまして、徴税技術上より見ましても、或いは脱税等幾多の困難、又不合理を伴ふものと予想されるのであります。政府は果して確信を持つてこれを決定せられたのであります。率直なる御意見を承つたいのであります。

又納税義務者の側からいたしますれば、たとえ本税の最終の負担者は当該消費品を購入する消費者でありますけれども、直接の納税義務者は第四条に規定せらるる業者自体であります。果して課税の転嫁が法の予期する通り合理的に行へるか否かについては非常に不安を感じるのであります。それ故に法の建前は、税の負担者は消費者となつておりましたが、転嫁はむしろ現実の經濟事情によつて支配せられ、實際は逆転して、これら納税義務者たる業者自身が負担者となることも明らかと予想せられるのであります。従ひましてこれらの業者が、本税の新設によ

つて極めて苦しい立場に迫られますことは否定し得ない事実であります。私はこの点を深く憂うのであります。政府は如何なる信念の下に本段階における課税を決定せられたのであります。又この方法が本税の目的達成上最良の方法であるとせられるのであります。明確なる御答を伺ひたいのであります。

次に、本税と繊維工業との関係につきまして、通商産業大臣に御所見をお伺ひたいのであります。由來繊維工業は、我が國産業の根幹でありまして、我が國經濟の發展は、繊維工業の振興に待つところが極めて大であります。戦前あれほどの經濟的飛躍をなしたことは申し上げるまでもございせん。戦前あれほどの經濟的飛躍をなした繊維工業の重要性は、戦後の現在におきましても、少しも失われておらないのみならず、一段と重要性を加へたものと言わなければなりません。特に輸出貿易の振興が極めて重要な現在の我が國といひましては、あらゆる方途を講じて繊維工業の發展振興を期さなければならぬと思ひます。然るに今回の課税に對する課税は、如何なる体系においてこれが行われるにいたしたとしても、又輸出貿易そのものに對して一定の考慮が払われておるといたしまして、又輸出貿易界に与える經濟的の打撃、又心理的な不安は少くないのであります。本税が直接間接、我が國の繊維工業に与える影響は、決してこれを輕視し得ないのであります。かかる事態に關し、私は經濟國策の大局より誠に憂慮に堪えないものを感ずるのであります。通商産業大臣はこの点に關し如何なるお考え

でおられるか承つたいのであります。

更に伺ひ上げたことは、本税の納税義務者は、卸売業者又は製造業者であります。いわゆる中小企業業者であります。これらの業者は現在經濟界の不況のために非常な苦痛を感ずておるのであります。特に金融の引締等によつて、ますますその深刻の度を深めておるのであります。かような際、本税の實施に伴ひまして課税の重圧を加へるといふのは、業者を破局に導く虞れなしとしないのであります。政府はこれらの点について如何にお考えになり、又如何なる対策を講じておられるのであります。特に金融政策につきましては、特別の措置を事前に講じ、不安を一掃する必要が痛感せられるのであります。この際業界安定のために政府の御所見を伺ひたいのであります。

最後に、本案は附則において二カ年の期限を附して施行せられることになつております。これは如何なる事由によるのであります。いやしくも新税を創設し、國民に新たな負担を課しますることについては、十分慎重にこれを行ひ、誤まりなきを期すべきは申すまでもありません。併しなから一たび新税が確定せられれば以上は、災害立法等特別の場合に別といたしまして、輕々にこれを廃止するがごときことは、徒らに租税をもてあそぶこととなり、誠に慎まねばならないと存じます。然るに本法案においては、当初より二カ年に限つて施行することでありまして、これは却つて本税に對し、政府に確信なきことを裏書きするがごとき誤解を招く虞れがあると思

われるのでありますが、この点に対するお考えを伺いたいのではありません。

以上、各般について御質問を申し上げますが、減価課税の問題は誠に重大でございます。本問題の発生以来国民の関心はこの上に注がれ、なかなか全国十数万の関係業者は、多大の不安の下にこれが成行を注視しておるものであります。本法案の及ぼす影響は極めて甚大なものがあるものであります。十分なる審議を尽くさなければならぬと存じます。政府におかれましては、輿論の趨勢に鑑み、最善の努力を払われ、万遺憾なきを期せられんことを要望いたします。私の質問を終ります。(拍手)

〔国務大臣小笠原三九郎君答覆、拍手〕

○国務大臣(小笠原三九郎君) 答へ申上げます。

この租税に関する基本方針について、青柳議員がお述べになりました直接税を主として成るべく間接税によるものでないという御趣旨については全く同感であり、特に大衆課税によるべからず、この御意見は全然私も感を得ております。これは青柳議員も御承知のごとく、少額所得者に対する税の軽減を図り、又資本の蓄積上から税の軽減を図る等の目的から、三百数十億の減税をいたしました結果、多少従来の物品税その他が増徴いたしましたけれども、それだけでは少し足りないところは、それを補足する意味もありますが、同時に今の日本の実情から見て、奢侈を戒めて、そのしで国内消費のできるだけ抑制を図つて国際貸借の改善を図りたい。こういう点に重きが置かれておる

のであります。従つて、例えば洋服について言えば、出来上りならば二万六千円くらいのもので、毛布であれば一枚一万円くらいのもので、こういうふうな、どなたが御覧になつても奢侈と見るべきものに課税してあるのであります。何らこれが大衆課税にならんことはよく御了承願ふことと思つてあります。なお、物品税につきましても、今回奢侈を戒め、国内消費を抑制する意味で相当大幅の課税をいたしました分もございまして、これらも同様な趣旨から出ている次第であるのであります。

その次に、どうも八十五億円くらいなら自然増収で、それから賄ひ得るのではないかと御趣旨がございまして、算提出のときに御説明申し上げました通り、今の緊縮予算を執行して参りますと、相当これ又物価の五分乃至一割の下落を見込んでおられますので、従つて在来のごとくに自然増収等を見込むということは見込み得ないのが普通であらうと思われまします。又国の予算を立てる場合に、どうかわからんといつたような自然増収を見込んで立てることは堅実を欠くゆえんでもございまして、均等予算堅持の見地から、これをやめた次第でございまして、この点も御了解願ふと思つてあります。なお、「納税義務者をなぜ卸売業者に置いたか」というような御尋ねがございまして、これは御承知のごとく、こういうものにつきますのは、元の製造するところからか、或いは先の小売のところでかかるか、こういうようなことが考えられて、一体奢侈の抑制という意味から申しますれば、

消費者に転嫁し、消費者が、消費を立てやすい段階の小売業者に行くのが一番いいように考えるのであります。同時にそれは徴税上の問題もございまして、調べましたところが、小売商は実は十六万人から上つておるのであります。十六万人からのことを、一々納税者の対象としてやりますことは、税法の上から見まして容易でございせんし、又徴収費等も相当多く要します。それで、それは廻つて原産地は製造業のところに持つて参るというところになると、この本税の趣旨から多少離れて来ることになるのであります。従つて大体において二万くらいと数か、想定される卸売業者におけるところの、税の捕捉の上から言つても、又これを消費者に転嫁するという物品税と同じような建前の筋から見ても、これがい

か、外貨に関する措置とか、各種一連の措置が行われて参りますれば、これは国民の自衛によつて、だん／＼とこういう警沢な物は戒めて、むしろ国外に向けることに相成つて来るであらう。従つて先ず二カ年、こう私は申し、本緊縮財政も、今年で終らないで、やはり三十年にはもう一年続けなければいけません。或いは都合によつては三十一一年までやらなければならぬと思つて申しましたが、そういうたような考え方から、実は本税創設の趣旨に鑑みて、一応二年間とした次第でありますので、さう御了承をお願いいたします。(拍手)

〔国務大臣愛知揆一君答覆、拍手〕

○国務大臣(愛知揆一君) 答へいたします。

繊維産業が、重要産業でありまして、而も輸出に占める比重が極めて多大であるというところにつきましては御指摘の通りと考えます。ところで今回の法案におきましては、生産品の数量からいへば七割程度の、いわゆる一部の高級品のみを対象としたしておるものであります。これによりまして繊維産業全体に負担をかけるということは殆んどないと思つております。特に輸出につきましては、免税措置をとることによりまして、又高級品の消費が抑制されまして、むしろその面からも輸出の伸張になるかと考える次第でございまして、

次に、「課税の場所が殆んど中小企業になつておる關係で、金融その他の面で中小企業者の圧迫になりはしないか」という御尋ねがございまして、御承知の通り、本法案によりまして本税の納期の日には、課税される繊維品

を販売いたしました日の属する月の翌月の末日となつております。更に担保を提供いたしました場合には、更に一カ月以内その納期を延期することになつておりますので、結局本税は、販売いたしました日から最も短かい場合で九十日、最も長い場合は百二十日後に納付することになるのであります。又担保等につきましても、実情に副ひまして、できるだけ納税者の便宜を図るよういたしたいと思つたので、この面から特に金融上の圧迫になるといふようなことはないと思つたので、又さういふことはないと考える次第でございまして。(拍手)

○副議長(重宗雄三君) 小林政夫君。

〔小林政夫君答覆、拍手〕

○小林政夫君 私は第一に、この本法案に至る経緯について甚だ納得いたしたるのであります。政府は当初は原糸課税というふうなことを考え、又小売課税に移し、原糸課税の際には、原糸メーカーの非常な反対を受け、遂にその案を撤回した。小売課税ということになると、全国小売業者の非常な反対に會つて遂にそれをやめて、さうして今度はいわゆる卸売課税というふうなところを持つて行つたのであります。吉田首相は、陳情政治を戒めるといふことを言つておられるにもかかわらず、その舌の根も乾かぬのに、このようなく陳情によつて左右された税制を編み出すといふことは甚だ不可解であります。このように陳情をすれば、強力なる運動をすれば課税義務を免れるのだというところであれば、政治に対する信頼を失うことになるでございまして、特に税制に対する国民の不信任を誘

致するものであります。この点について
總理は如何にお考えになつておる
か。

次に、奢侈品課税というものは、或
る意味においては国民の奢侈を戒め、
質実剛健の風を興し、今の緊縮財
政に合つた、国民の精神を引締める
意味においてもいいし、又さうな物
の輸出を振興するというようなこと
の意味もあります。併しなせそれなら
ば、奢侈品税というものを考えないの
か。物品税等もおおむね奢侈品にか
つておる状態ではあるけれども、物
品税は、全部が全部課税客は奢侈品で
はございません。その見地から言ふな
らば整理をしなければならぬ。奢侈
品と銘を打つて、なせ繊維だけを上げ
なければならぬのか。そも／＼この繊維
課税というものを考え出された、当初
繊維課税をやろうという意思は、こ
ういふところにあつたのではなくて、
国際価格と国内価格との二重価格、特
に繊維の分野においてその点が甚だしい
物について、国内消費を抑制して輸出
をやらせよう。これは贅沢品である
と、それでなかつたらうと、要するに国
内消費を抑えて輸出を振興する。こ
ういふ建前で、輸出商品としては花形
であるところの繊維について目を着け
られたものであつたと思ふにもか
かわらず、当初繊維課税を考えた意図とは違つ
て、い／＼の陳情その他の運動を受
けて、ぐら／＼變つて、遂に何とか
面子を立てるためにしや、繊維品と名
を付けて、このやうな歪曲された提案
になつたものと思ふのであります。な
ぜ奢侈品の中の繊維だけを上げな
ければならぬのか。

次に、只今愛知通産大臣からも話
があり、提案理由の説明の中にも、こ
の本税の課税対象となるものは、小
幅、広幅織物のそれ／＼の生産数量の七
割くらいであると言われたが、その推算
の基礎を明らかにしてもらいたいので
あります。

次に、先ほど青柳議員も述べられま
したけれども、この金融引締のあおり
を受けて、この課税責任を負わされる
ところの卸売業者である販賣業者、こ
れは大蔵大臣も只今二万人とおつしや
つた。大体二万人と推定されるのであ
ります。その九〇％は中小企業者であ
ります。甚だ信用力が薄いと言われて
おる中小企業者であります。而も今
の緊縮財政及び金融引締のあおりを受
けて、すでに或る程度の倒産者が出て
おる状態であり、今後ますます／＼さ
ういふことは懸念されるのであります。
このやうな不安な状態にあるところの販
賣業者が、本法の第三条で期待をして
おるところの、税負担は消費者に転嫁
さすべきものである。消費者が負担す
べきものである。こゝういふことを言
つておるけれども、果して消費者に転嫁
が可能であるとお考えになつておるか
どうか。可能であるとお考えになるな
らば、どういふやうな事情によつてそ
れが可能であるとお考えか、お伺いし
たいのであります。

次に、第十条によつて、販売価格等
の申告をするように納税義務者に義務
付けてあります。又第二十条によつて
は、こゝういふ販賣業を営業者の場合に
は申告をする義務を負わされておるの
であります。これらを見て、この本
法の施行に當つては納税義務者の積極
的な協力を得なければ円滑なる徴税は
できないはずである。逆に政府のほう
から言ひならば、納税者を信頼しなけ
れば、このやうな税の円滑な徴税は期
したいと思ふ。納税者を全般的に信
頼し、こゝうして積極的な協力を期待
するといふ建前の上において、本法は
成り立つと考える。ところが最初に申
上げたやうな経緯をとつて、一番今
で黙つておつたと思はれる卸売業者、
販賣業者が納税義務を持つて行つた。
このやうなことであれば、すでにそ
ろとろが華つておりますけれども、
それらの人たちは、無言の反抗、憤り
を感ずる持つておるに違ひない。そ
のやうな人から、政府の期待するやうな
満足な協力が果して期待できるであ
りましようか。

又第九条では、今まで見たことのな
い条文が出ておる。物品税等について
も免税点の規定はあるわけでありま
す。未だ言つてみない、又間接税理論
からいふならば甚だ不可思議な規定
が置かれてある。即ち境界価額よりも高
く売つたが、その境界価額に一五％の税
金を加えたものよりも安く売つたもの
については、境界価額を超えただけの
ものを税金としてとる。こんなことは
間接税の理論からいふならおかしいの
であります。こゝういふやうなケース
に當るものは、初めから境界価額以下
でありますから、課税対象とならない
のが当たり前だ。こゝういふやうなこ
とは甚だおかしい規定であります。又
別の観点からするならば、正直者が
馬鹿をみて、ずるい者が得をする、と
こゝういふやうなことも憂はれるの
であります。一体こゝういふ特別な特
例としての規定を置いたのは、どうい
う趣旨なのでありますか。

以上のやうな事情を考えますと、一体
政府はこの税の徴税に果して十分なる自
信を持つておられるのかどうか、甚だ疑
わしいのであります。その確信のほ
ども聞きたいのであります。こゝに入
十五億と、こゝういふ税収を予定して
おられる。ところが予算が国会に提出さ
れると同時に、配付された租税及び印紙
収入予算の説明書の二十五頁には、織
維消費税というものは八十五億となつ
ておりますが、その内訳はどうやつて
とるのかといふ、小売業者から一〇％
でとつて八十五億といふ説明が書いて
ある。それが今度は卸売課税になつて、
税率は一五％だ。税収は変わらない八
十五億だ。このやうに内容が變つたの
ならば、予算を組替へるべきである。
たゞ／＼八十五億といふ税収に變り
ないから、そのまま頼みかゝりで行
く。尤も先ほどの租税及び印紙収入の
予算の説明書には、用心深くも未定稿
とありますから、あれは稿が定まつて
おらないからいふのだと言ひ置かれ
ておるまい。併しそゝうは行かん。そ
こで結局は八十五億という税収から逆算
をして今のような課税が考えられてお
る。そゝうなると、果して眞の税収があ
るやうな場合でなくとも、昔／＼／＼と問
題を起したやうな割当課税といふこと
が行われる虞れがあるものであります。
八十五億は何でも取らなせやならん。
こゝ／＼の税務署では幾ら必ず取つて
来い。又納税者と税務署との間に
てい／＼のトラブルが発生する。眞
にその取引数量等も十分見きわめずし
て、お前のところは五万円納めろ、お
前のところは五万円納めろ、このや
うない加減な徴税が行われる虞れがあ
るのであります。今回の税制全般の改

正の際に問題になつたやうな遊興飲食
税といふやうなもの取り方は、甚だ
現政府としては、特に大蔵当局として
は満足すべきものではない。このや
うなことは甚だ今のやうな割当課税の
なつておるといふことが問題なんだ。
こゝういふ意味においては、今度のこ
の繊維税も割当課税になる虞れがあり
ます。そゝうなると、税務署に頼りた
り或いはい／＼の勢力で、眞に課税
の公平が失われる虞れがあるのであ
りか。

更に第十一条を見ますと、納税義務
者が申告をした販売価格、これにつ
いて若し税務当局においてその販売
価格が納税しなかつた。こゝういふやうな場合
には、一方的に税務署長が決定通知を
することになつておる。又税関から
引取つた繊維製品の引取価格につ
いて、税関長がどうも納得できない。
その業者が申告をした価格よりも高
い。こゝういふやうに納得できな
いときは、一方的に税関長が価格を
決定して通知することになつておる。
一体その場合に、その決定通知を受け
た価格について、納税義務者が異議
があるといふやうな場合においては、
どうそれを処理するおつもりである
か。納税者のこの点についての苦情
処理をどういふやうにやられるお
つもりであるか。決定したら決定し
放しなのか。どうも法文を見ると、
そのやうに就める。申告を主体に
置いた納税者の協力なくしては、こ
の税法は成立しないといふこと、徴
税できないのではないかと、現
在酒類販賣業、酒の販賣業者、こ
れは徴税確保といふ名前の下に免
許業になつております。自由主義を
建前とする

自由党内閣が、未だに酒類販売業を免許業にするというのはおかしいじやないか。こういうような議論が、我々参議院の大蔵委員会においては活潑に會

つて圖わされたことがあります。が、そのときに政府は、税収入を確保する

税をやつて行つて、今のところは納税

者の自主的な申告を主体におく建前になつておるけれども、今のような大蔵当局の納税者に対する考え、気持等から推して行くと、行く／＼はこの税を

せび続て行こうというやうなことであれば、酒類販売業と同様に、繊維卸売業は免許制度に切り換えようという考えを起されなくてもないと思うのだけれども、その点は如何ですか。

それから第六条において、兼業の場合の業態判定、第七条において、第一次製品の販売又は引取とみなす場合、このような規定が設けてあります。これによると、規定を読めば、なるほど

いくら／＼割り切つておるのでありますけれども、実際の繊維販売業の業態といふものは、しかく法文通り割り切れるものではない。甚だ複雑な業態である。第一次メーカーから製品を買つて

来て売るといふ場合においても、行商
まがいの人もあるし、卸しをやり小売
をやる。その一体どちらが主たる業務
かという点については、なかなか
か実務問題としては判定が付き難い業

界の表情であります。そういうような表情である。この業界に対して法文で割り切つてみたところで、実際の徴税の場合においては、非常なトラブルが予想されるのであります。従つてその結果としては、経済流通の円滑を阻害

し、この纖維業界における商業組織を混亂に陥れる虞れが多分にあると思ふのでありますが、その点について大蔵大臣は如何お考えでありますか。

附則第二項の時限立法にしたことについて、私も伺いたかったのであります。

すかすてに青柳委員が御質問なさいました。私も青柳委員と同様の感じを持つて質問したいと思いましたが、こ

れには答弁がありましたから、私も青柳委員と同様の気持を持つておるといふことだけを附言して質問を終ります。(拍手)

〔國務大臣緒方竹虎君登壇、拍手〕
○國務大臣〔緒方竹虎君〕 お答えをい
たします。
この法案を提出するまでに、「陳情
等に動かされて課税の対象が非常に変

ります。国会をめぐりましていろいろ／＼な陳情団が来ることにつきましては、御同様非常に迷惑を感じておりますが、この提案をするまでに外部の陳情

に動かされて提案を変えた事実はあるとは思いません。原系課税は、初めいろ／＼の課税方式につきまして、その是非長短を慎重に検討しましたために、思わぬ時間をかけまして決定が遅れたとい

うことはございしまするが、外部の陳情等に動かされてふら／＼いたした事実はないので、その点御了承をお願いいたしますと存じます。

爾余は、大蔵大臣からお答えいたし

ます。(拍手)
〔國務大臣小笠原三九郎君登壇、拍手〕
○國務大臣(小笠原三九郎君) なぜこの纖維の奢侈品についての課税を、別に奢侈品課税として一般的に取上げないか。

かつたかということが最初お尋ねにご
ざいましたが、これは物品税のうち、
小林さん御承知のごとく相当奢侈的な
ものがあつて、これに対しては、それ

ぞれ相当増徴しておるのであります
が、これを一括して奢侈品と言つて上

けるか、いかどうかということについては、いろいろ検討いたしました。が、先ず繊維品のうち奢侈的なものを取上

ける、これはいろいろな私ども観点から、これを税当だと実は認めた次第で、同様な趣旨から、物品税につきましては、ここに奢侈的なものの相当大

それから、「卸売業者に課税するのは、結局中小企業を苦しめるものではないか。」こういう御意見でございます。

が、これはまあ見方によりますけれども、私どもは中小企業の育成には相当努力いたしておる考えであつて、金融その他各般の措置をとつておるのであります。従いまして今度の一割五分

の課税が直ちに卸売業者にしわ寄せするものとも思われませんし、この税の建前が、消費者に行くべき建前でございますので、これに私はしわ寄せするとは考えておりません。若し又、御指

摘になつたような倒産その他の問題が
ありますれば、これは何かほかの原因
で来ているのではあるまいか。この課
税の点から来ているのではないと私は
考えておるのであります。

それから「消費者に転嫁されるのは、どういふふうに転嫁されるか。」これはまあ、御承知のごとく、すべての商品は最終消費者に転嫁されなければ、誰も商品を扱う者はないのであります。従つてすべて最終消費者

に転嫁されて参ることは申すまでもございせんし、それから更に今のような税の方面から見まして、さつき通産大臣の御答弁申上げたような事情

で、相当この納税者の立場も考慮してありますので、それこれ御懸念のよ

うなことはない」と私は考えております。

つた消費税については、納税者全体のも協力を要する。」これはお話の通りに私も考えます。併しまあ今回は特に奢侈的消費抑制の見地からやつたのでござい

まして、業者の数も大体二万くらいでございいますから、よく趣意を徹底してございまして、協力を求めたい。今の日本が置かれておる経済事情等をよく話をして協力を求めたい。かように考えておる次第で

それから第九条の税額算定の特例について、「正直者が損をするのではな
いか。」これはちよつと妙な工合に御座
になつたかも知れませんが、実は、例
ございます。

えは免税点を一ヤード四千五百円にお
きました場合、一割五分かかりますか
ら四千七百五十円になるのであります
が、仮に四千七百円のものであつた場
合にはどうかと言いますと、その四千

五百円との差二百円だけに課税するといふのでありまして、むしろこのほうが正直者に損をさせない法案であらうと、私も考えておるのであります。それからその次に、「今の八十五億

予算がきまつておる以上は、どうしても割当課税をするのではないか。こういうことは非常に不都合だ。「一体すべての税は私ども割当課税することは本旨でなく、とめてあるのであります。又本税につきましても、勿論私どもも

が八十五億で出しましたのは、各種の
数字、統計等によつたものでございま
して、丁度これで纖維品の七%、金類
において大体一六、七%くらいに相当

すると思うのでございまして、これだけの税収は上がるものと考えておる次第でございます。

第でございます。なお小林さん御懸念の割当課税をするようなことは絶対にいたしません。このことはつきり申

それから「申告を信用しない場合は、決定通り通知をするか、そうしてその場合異議の申立があつたらどうするか。」

こういうことでございますが、これはほかの間接国税の場合と同様に国税徴収法の規定に基きまして、再調査、審査及び訴訟によつて救済を受けることができますことに相成っております。

即ちこの奢侈纖維品の消費税の賦課徴収に關する処分に対して、お話の不服があつた場合には、当該処分に係る通知を受けた日から一カ月以内に当該処分をした税務署長に対して再調査の請求

求ができます。徴収法三十一条の二で
す。それでもなお異議がございます場
合には、同法三十一条の三によりまし
て、一カ月以内に国税局長等に審査の
請求をすることができます。更に又三

それから「六条、七条等が法文の上
十一條の四によりまして、訴訟を提起
することもできることになつて、救済
の途は講ぜられておる次第でございま
す。

では可能かも知れませんが、実際上相当困難ではないか。「こういうお話でござい
ます。これは私どもが関係業者の取引
の実情から見まして、又今日は相当信
用取引が行われておる等の関係もござ
いますので、大体相手方が卸売である

か、小売であるかということは、税務当局の目から見れば判明すると思うのでございませうが、なお御懸念のような点なきよう、十分措置することにいたしたいと考えております。(拍手)

○副議長(重宗雄三君) 成瀬治君。

〔成瀬治君登壇、拍手〕

○成瀬治君 私は日本社会党を代表して、只今上程されましたし、繊維品の課税に関する法律案について、以下数点を関係大臣にお尋ねいたします。

本法律案は、昨年十一月十二日に提出された税制調査会のうちの、「資本蓄積のために直接税を削り間接税を増徴せよ。その方法は、繊維消費税を新しく設けて二百億を目標として、毛糸、絹糸、麻糸を原料とする織物に課税せよ」とあるのに基いて、一月十六日、大蔵省は、「間接税の増徴として繊維税を新設し、生糸、羊毛、八十番手以上の絹糸、即ち原糸に課税する。税率は製造所からの移出価格の一〇%とする。但し輸出は免税とする。」との態度を決定したのであるが、併しその後自由党政調会、総務会は、「生糸課税は取りやめて他の原糸だけに課税することとする。若しこれができなければ、生糸に対して表面上の課税を避けるために公社を作り、公社から納付金の形で課税相当額を徴収する。」の態度であつたが、大蔵省は、原糸課税はもととも生糸の国内消費抑制と輸出振興のためのものであり、他の原糸課税はどちらかと云へば、生糸との均衡上課税する方針をつたもので、肝心の生糸を非課税として他の原糸に課税する理由はない。又公社を作り、納付金で

課税することは、生糸以外の原糸課税ができて、公社設置法が国会で潰れてしまへば、結局生糸課税はできなくなり、税制改正案全般を改めなくてはならないと主張し、意見が対立したが、遂に一月二十一日に、大蔵省は自由党の希望を入れて、原糸課税をやめて絹、羊毛、麻、綿糸、共に小売段階での製品に課税し、八十番手以上の絹糸を使った綿織物、混紡率六割以上の毛織物、六十番手以上の麻糸を使った麻織物、高級絹織物に小売段階で課税し、その税率は六乃至八%とし、徴税総額を百億と決定したのであるが、その後各種各様の反対に会い、繊維税よどこへ行くかの観を呈し、一時はその成案を危ぶまれていたのであります。

が、二月十二日の院内での緒方副総理、小室原蔵相、福永官房長官、植木大蔵次官及び自由党の佐藤幹事長、益谷総務会長、池田政調会長、小澤国会対策委員長の八者会談で、しやし繊維税の名前を付け、反対の多い小売課税はやめると決定し、更に十六日の閣議で、課税段階を全部生地屋、元売商に

し、免税点を若干引上げると共に税率も一五%に引上げ、徴税目標額を二百億から八十五億に圧縮し、二年間の限時法にするなどを決定して、漸く陽の目を見たいわく付きの法律案である。原糸課税から小売課税となり、再度三転して切売課税となつたのであるが、(繊維税が起るかも知れんぞ)と呼ぶ者あり。この間に紡績業者、毛織業者を初め、百貨店、洋服屋さんと、風向きの変わるたびに猛烈な関係者からの陳情運動のあつたことは又当然であります。いやだ、と断り続けたふらふら、最後に押付けられたのは、一

番陳情運動の弱かつたと思われる卸売業者であります。全国約二万名と推定されるこれらの業者は、何故に一夜で変つたのか。ああ、あれかと胸に手を置き、天を仰いで政治の不信をなじつておるのであります。(その通り)と呼ぶ者あり。

吉田総理は今国会における施政方針演説で、例年の例を破つて、綱紀粛正を除外した。昭電疑獄のあとを受けた吉田内閣が綱紀粛正を一枚看板にしたのは当然であり、綱紀粛正は万人共に異議のないところであり、(看板に偽りなし)と呼ぶ者あり。看板に偽りなきを期待しておつたのであります。(その通り)と呼ぶ者あり。ところがその看板を、造船利子補給の立法をめぐる種々の飛んでくる中、又造船利子補給を忘れたのであります。これは故意か。故意とすれば、身内に危険ありと察知して看板を外したことになる、もはや政局担当の資格なしであります。又その必要がないと判断して削除したとすれば、活版屋の報道のない日がないのが今日の現状であります。上流のれば未だうで、逡巡部長までが九百万円持ち逃げしてしまつておるのであります。

特に去る二十三日には有田代議士の逮捕許諾の院議がなされております。又本院でも西海議員の取調が行われたと聞いておるのであります。而してこれらは起るべきものが起つたのであり、これからは又発展するやに聞いておることになります。政治的洞察力を欠いたことになり、これ又政局担当者の資格なしと言ふべきであります。吉田首相は、曾つて公務員の首切りは煤煙きのようなもので毎年やらなければならな

いと豪語されました。国民は今や疑惑に満ちた自由党吉田内閣の煤煙きを怒りと憤しみを以てやらなければならぬと考へてゐるのであります。(拍手)汚職、疑獄の刑事的責任は別として、政治的、道義的に責任をとり、今からでも遅くはない。総辞職が解散によつて時局の転換を促さねばならぬことなら、刑上、法に触れ罪にならないことなら、何をやつてもよいと考へ、政治的、道義的の責任をとる必要はないと考へておるのか。この法案審議に際しての肚構えとして、汚職、疑獄に関連しての政局担当の所信を先ず伺ひたいいたします。

第二点は、本法律案の立法過程を辿つてみると、原糸から小売へ、又卸売へと納税義務者が廻廻しにされております。八十五億の税金の立替へ払いを強制される者は、資力の弱い元売商である。即ち犠牲になつたのは、陳情運動に資力不足で事欠いたと思はれる中小企業者という結果になつた。曾つて中小企業者の五人や十人は首をくくつて死んでもよい、貧乏人は麦を食ふと言つた池田前大蔵大臣の言葉を裏書きし、実行するやうな結果になつたのであります。「至誠人を動かす」ということがございませうが、「金人を動かす」というのが今の現状であります。(金政治を動かす)と呼ぶ者あり。繊維税に関連して政治資金の献金とか、いかがわしい陳情とか、符合取引などが行われていないと、吉田総理は自信を持つて断言することができるか。明快な御答弁をお願いいたします。

第三点は、首相は耐乏生活を強調され、静閑では、耐乏生活に協力せんのは国民が悪いとまで言われましたが、耐乏生活の具体策は、必然に消費税の問題に発展するものであります。本法案以外の電気冷蔵庫、テレビ、外車などの若干の物品税引上げ並びに酒税、砂糖の消費税の引上げ、ビースの値上げのみでは耐乏生活は生まれて来ないのであります。イギリスの耐乏生活は、労働党内閣の手によつて昭和二十一年に初めて始められ、保守党内閣に引継がれて、およそ七年間、時によつて強弱の差はありますが、耐乏生活は実行されました。それは消費税の引上げ、石炭、鉄道運賃などの国営事業の値上げ、生活物資の割当制、輸入制限などであるが、要は計画に基く不足のない耐乏でありました。(その通り)と呼ぶ者あり。高級贅沢品の製造制限とか輸入制限又は高級料理屋の閉鎖など、消費面、生産面での計画経済を行なうては、不足の上の耐乏になつてしまつて、真の目的は達成することのできない。徳川幕府の奢侈禁令を見て、言はうは易く行は難しである。吉田首相の言う耐乏生活は、その具体策は本法案を初めとする若干の消費物資の税引上げのみか。耐乏生活に対する青写真、即ちその大綱を明示すべきであります。首相並びに大蔵大臣の所信のほどを伺ひたいと思ひます。

次に、大蔵大臣にお尋ねいたしますが、第一点は、租税及び印紙の収納額は例年より見て予定額よりも遙かに上廻らないか。本年度の収納超過額は幾らくらいに予定しているかという点であります。試みに昭和二十六年年度の一般会計の歳入について見ますと、租税及び収入印紙の予算額は五千六百八億円で、収納済歳入額は六千四百億で、実に四百三十二億円の増収となつてゐるのであります。又昭和二十七年年度予

問題に発展するものであります。本法案以外の電気冷蔵庫、テレビ、外車などの若干の物品税引上げ並びに酒税、砂糖の消費税の引上げ、ビースの値上げのみでは耐乏生活は生まれて来ないのであります。イギリスの耐乏生活は、労働党内閣の手によつて昭和二十一年に初めて始められ、保守党内閣に引継がれて、およそ七年間、時によつて強弱の差はありますが、耐乏生活は実行されました。それは消費税の引上げ、石炭、鉄道運賃などの国営事業の値上げ、生活物資の割当制、輸入制限などであるが、要は計画に基く不足のない耐乏でありました。(その通り)と呼ぶ者あり。高級贅沢品の製造制限とか輸入制限又は高級料理屋の閉鎖など、消費面、生産面での計画経済を行なうては、不足の上の耐乏になつてしまつて、真の目的は達成することのできない。徳川幕府の奢侈禁令を見て、言はうは易く行は難しである。吉田首相の言う耐乏生活は、その具体策は本法案を初めとする若干の消費物資の税引上げのみか。耐乏生活に対する青写真、即ちその大綱を明示すべきであります。首相並びに大蔵大臣の所信のほどを伺ひたいと思ひます。

次に、大蔵大臣にお尋ねいたしますが、第一点は、租税及び印紙の収納額は例年より見て予定額よりも遙かに上廻らないか。本年度の収納超過額は幾らくらいに予定しているかという点であります。試みに昭和二十六年年度の一般会計の歳入について見ますと、租税及び収入印紙の予算額は五千六百八億円で、収納済歳入額は六千四百億で、実に四百三十二億円の増収となつてゐるのであります。又昭和二十七年年度予

問題に発展するものであります。本法案以外の電気冷蔵庫、テレビ、外車などの若干の物品税引上げ並びに酒税、砂糖の消費税の引上げ、ビースの値上げのみでは耐乏生活は生まれて来ないのであります。イギリスの耐乏生活は、労働党内閣の手によつて昭和二十一年に初めて始められ、保守党内閣に引継がれて、およそ七年間、時によつて強弱の差はありますが、耐乏生活は実行されました。それは消費税の引上げ、石炭、鉄道運賃などの国営事業の値上げ、生活物資の割当制、輸入制限などであるが、要は計画に基く不足のない耐乏でありました。(その通り)と呼ぶ者あり。高級贅沢品の製造制限とか輸入制限又は高級料理屋の閉鎖など、消費面、生産面での計画経済を行なうては、不足の上の耐乏になつてしまつて、真の目的は達成することのできない。徳川幕府の奢侈禁令を見て、言はうは易く行は難しである。吉田首相の言う耐乏生活は、その具体策は本法案を初めとする若干の消費物資の税引上げのみか。耐乏生活に対する青写真、即ちその大綱を明示すべきであります。首相並びに大蔵大臣の所信のほどを伺ひたいと思ひます。

問題に発展するものであります。本法案以外の電気冷蔵庫、テレビ、外車などの若干の物品税引上げ並びに酒税、砂糖の消費税の引上げ、ビースの値上げのみでは耐乏生活は生まれて来ないのであります。イギリスの耐乏生活は、労働党内閣の手によつて昭和二十一年に初めて始められ、保守党内閣に引継がれて、およそ七年間、時によつて強弱の差はありますが、耐乏生活は実行されました。それは消費税の引上げ、石炭、鉄道運賃などの国営事業の値上げ、生活物資の割当制、輸入制限などであるが、要は計画に基く不足のない耐乏でありました。(その通り)と呼ぶ者あり。高級贅沢品の製造制限とか輸入制限又は高級料理屋の閉鎖など、消費面、生産面での計画経済を行なうては、不足の上の耐乏になつてしまつて、真の目的は達成することのできない。徳川幕府の奢侈禁令を見て、言はうは易く行は難しである。吉田首相の言う耐乏生活は、その具体策は本法案を初めとする若干の消費物資の税引上げのみか。耐乏生活に対する青写真、即ちその大綱を明示すべきであります。首相並びに大蔵大臣の所信のほどを伺ひたいと思ひます。

算額は六千八百五十三億円で、取納済輸入額は七千八百四十四億円となり、二百三十一億円も上廻つております。二十八年度はまだ決算書が提出されておられません、追加補正を加えて、歳入予定額を七千五百六十六億円としておりますが、本年一月末までの取納済額は七千八百七十七億円で、この額子で参りますならば、これ又上廻ることは必然であります。余剰金の出ることは当然前であつて、毎年繰越しをしておるからと云われるかも知れませんが、本年度は一兆億予算、緊縮予算と宣伝し、絶対に追加予算を組まないと言明しておる以上、余分の、若干はよろしくございませう。余分の余剰金は必要がないではないか。又国民一人平均の税負担は戦前の九年、十一年度の国税十八円、地方税九円の計二十七円が、昭和二十九年度は国税が一万九千九百九十一円、地方税三千八百八十二円で合計一万四千七百七十三円となつております。これは九年、十一年度の五二・二倍で、国民所得の四二・三倍を遙かに上廻つております。国民が税金はえらいと云うのは当然であり、重税にあぐらとはまさにこのことでもあります。又予算執行面を見れば、公共事業費その他会計検査院の指摘するごとく、血税は濫費されております。或いは造船費が示しておる通りに、符合政治の取引にされておるのであります。歴史は夜作られると云うが、まさに百鬼夜行でありませう。蔵相は一体昼寝をしておつたので

あります。古語に、「天下を治めんとは、民を養ふにある」とありますが、これではまるで反対でありまして、政界のボスが国民の血税を食いものにしておるのであります。(その通り)と呼ぶ者あり、拍手)蔵相はかかる面を厳に押さへなければ、八十五億くらい節約は簡単にできると思ひます。又取納額から見ても、余剰金があつて徴収する必要はないではないか。名前に奢侈がついてゐるが、税を転嫁されるのは結局大衆であつて、大衆課税に間違ひはありません。税で国民を苦しめるのみが善ではありません。予算の完璧な執行こそが大蔵大臣の責任であります。又蔵相は織維税反対の陳情の代表者に、これは米国のからの要請が強いから我慢してもらいたいと述べたと伝えられておりますが、(本音を吐いた)と云ふ者あり、自衛力増強とMSA受入とに関連してかかる要請を受けておるのか。指示を仰いでおるのか。立案過程から見ても疑念があり、不明朗な本法律案は、而も二年間の限時法であります。予定徴税の八十五億の捕捉も危ぶまれております。かかる法律案は深く撤回して、予算執行面を厳にすべきであると思ひますが、(その通り)と呼ぶ者あり、拍手)併せて御答弁を承わりたいのであります。

第二点は、青柳議員や小林議員も指摘されたのでございませうが、何故の限時法であるかという点であります。提案理由の説明によりまして、「織維品消費税は、その創設の趣旨等に照み、その実施期間を昭和三十一年三月三十一日までとした」とあるが、一体この法律案の立法趣旨は何であるかといふことでもあります。提案理由によると、最近の織維品の消費状況から判断し、奢侈物資の抑制を図るとあるが、その説明のごとく、又その名前の示すごとく、奢侈的消費税であるのか。奢侈的消費は二年間買つてはいけません。あとは幾らでも税金なしで売りますから暫く待つてもらいたい。こういうための二年間の限時法にしたのか。又奢侈を抑制すると言ふなら、何故に織維のみに限定したのか。造船汚職で名前をとみに挙げたところの待合などを初めとする高級料理店は現状のままではないのか、お伺ひいたします。

第三点といつたしまして、徴税捕捉が完全にできるかという点であります。取納予定額を八十五億と最初に予定し、課税対象は原糸から小売へ、小売から元売商へと移り、税率も一〇%、六%、八%、一五%と変つておるのであります。八十五億は動いておりません。妙な話といへば妙な話であります。この税金八十五億を支払うのは消費者一般であります。納税義務者はこの法案の第四条、六条、七条で大元売商と規定されておりますが、地方では卸売商が小売販売も行ひ、又織製業も兼業しておる場合が非常に多くて、混乱が生ずることは今から予想されておるのであります。税務署の証明書、即ち法案第十九条の規定の証明書で大蔵大臣は効果が挙つて、納税義務者を完全に捕捉することができると考えておるのかどうか。納税義務者と規定している第一次製品の販売業者は元売商のみでなく、例えば既製服業者への生地販売業者は、紡績業者、毛織業者の場合もあります。百貨店ではメーカーからの直接委託販売をする場合もあります。綿紡のサービス・ステーションのごとく、紡績業者の一貫作業による小売販売もあるであります。又西陣織の案内工業をやつておる人に例をとれば、製造業者であると共に販売業者になるのであります。特に絹織物に例をとれば、製造から直接に小売業者へ売渡しておるのであります。か

く考えて参りますと、蔵相は中間業者と云うが、納税義務者は各種各様であつて、捕捉は技術的に困難ではないのか。元来消費税は、消費者が均等に負担し、消費者全部から税を徴収するのでなければならぬのであります。原糸課税にすれば公平に徴収されるのであります。これが紡績業者に押されて、中間、小売と廻廻しをやつたというのが実情ではないでしょうか。又記帳義務については法案第二十一条に規定しておりますが、全体、中間業者のみの帳簿で完全に捕捉されることができるのか。又記帳は家内工業のような零細業者にとつては過大な負担と圧迫になるのではないのか。大蔵大臣は二十三条で税務職員に権限を規定し、更に罰則もあるのか、公平に捕捉できると言ひかも知れないが、本税のために一体税務関係の人員をどれだけ増しておるのか。又経費はどれだけ増しておるのか。富裕税のごとき捕捉がいまいなものを更に設けることは、政府に對しての不信の上塗りであつて、賢明な施策とは言えないのであります。税務吏員の勤による査定、即ち人によつて伸び縮みする税金になりはしないか。闇に流れることなく、公平に徴税が予定の八十五億が取れると云えておるのか。又徴税方法は最も当を得たものと考えておるのか、御所見が伺いたないのであります。

次に、間接税の今後の見通しであります。今回の税制改革で消費税、即ち間接税を増徴しておりますのであります。が、砂糖は四十三億、ガソリン五十億、物品税一億、繊維八十五億と、差引三百四十三億の間接税を増したのであります。半面法人税の百八億を最高とする直接税を計二百十八億減じております。主税局の統計の直接税、間接税及びその他の比率を見ますと、昭和二十八年度の間接税は、米國が一・四％、イギリスは四〇・八％、フランスは一・三％、ドイツは二・六％、イタリアは四・七％で、日本は四四・七％で世界最高であります。更にこれが二十九年度になれば、なお数字は高くなつてくるのであります。が、間接税の多いということは、結局世界各國に比して日本の大衆課税が最高であるということを示しておるのであります。資本家を優遇することを雄弁にこれは物語つておると思つております。(拍手)自衛力増強を増強に切り換えて、MSA受入を国民一般大衆の犠牲でやろうとする政府の今後の徴税方針は、間接税を今後も増そうとするのかどうか。お伺いしたいのであります。

は七三となつておるのであります。被服が一番悪いのであります。被服の悪い理由は、結局値段が高いからであると思つております。今回の課税は一応奢侈的な高級品への課税になつておるが、衣料全体への課税負担に押し上げられることは、業者の操作によつて可能であります。業者は課税対象、即ち高級品の値段を若干歩引きしまして、他へこれを転嫁することは当然であります。今回の課税が衣の生活を圧迫するとは考えていないのですか。洋服和服の二重生活の現状から、国民の衣料生活全体について、大臣は如何なる施策を今後とらうとするのか。御答弁が伺いたいのでございます。

なお、時間が参りましたから、通産大臣に簡単にお答え願ひたいのでございますが、本法案は結局中小企業者に対して税金の割当をすることになると思ひます。緊縮財政のしわ寄せ全部が中小企業に行つておるのでございまして、本法案に関連して、何か中小企業に對しまして特別の立法措置、保護措置をとらうとするお考えがあるかどうか伺ひまして、私の質問を終わります。(拍手)

〔國務大臣(小笠原三九郎君)登壇、拍手〕

○國務大臣(小笠原三九郎君) 成瀬議員にお答えいたします。

この件について「いかかわしい運動とか陳情に動かされたのではないか」ということでありますが、さうなことは私は耳にしたこともなく、さうなことはあるはずはないと確信しております。

す。なお、よく大衆課税、大衆課税といふことを繰返して、おつしやいます。が、この課税が大衆課税ならざることは、すでに繰返し申し上げた通りであつて、而も繊維品の僅に七％で、高級な贅沢品に限るのでありますから、何ら大衆課税ではございません。

それからその次に、イギリスの例を引いて、耐乏生活等のお話でございますが、この点につきましては、今日、日本の贅沢な消費生活といふものは、多少私どもは、多少でなく大いに注意を要すると思つておりました。従つて財政においても、金融においても、引締めを行いますほか、外貨の割当その他の事柄について、十分な措置を取ることに相成つております。

それから自然増収の問題についてお話をいたしました。二十八年度のことはまだ年度途中ではつきりいたしません。が、二十九年度は、この緊縮予算を編成することでおさまるので、金融引締めその他のことと相持ちまして、私どもは物価の下落もございまして、自然増収を見込まないという建前を取つておるので、八十五億はこの自然増収から弁じ得るものとは考えておりません。

なお、予算の完全なる執行についてお話ございましたが、この点は全く御意見の通りでございます。私も、地方の財務局初め、全力を尽して予算の完全なる執行に当り、先頃も九千数百件の災害予算について、実施調査を遂げた結果、その結果を新聞等にも発表しましたから、御了承願つておると思つております。

なお「余剰金が出るのに、税を取るのには都合が悪い」といふお話がございましたが、私どもは余剰金が出るものとは考えておりませんが、若し余剰金が出る等の場合におきましては、勿論財政法に基いて、これを処置することとは申すまでもございません。

更に「何かアメリカから要請があつたか」といふお話、何かのお間違いでありませんか。さうなことは絶対にございせん。さうなことを若し言ひ触らす者があれば、流言蜚語と申すものであります。不都合極まりません。

更に、繊維品消費税の目的についてのお話でございましたが、これは提案理由等にはつきり書いてある通りでございまして、狙つところは、直接税におきましてこれを減じましたから、従つてこれについての補填の意味もありまして、主としてやはりこの奢侈を抑制することによつて国内消費の制限を図つて、それによつて国際貸借の改善等を図らんとする意味であるのであります。

なお、なぜ二年間にしたかといふことは、先ほど御答弁申し上げましたから省いておきます。

入場税と共に遊興飲食税をなぜ今度国税に移管しなかつたかとのお話でござい

ございましたが、実は両者とも移管した
いとも考へて研究をいたしたのでござ
います。地方行政の刷新の点から見
て、特に今度の警察法等の改正その他
の問題もあり、財源等の点から、いろ
いろ考へました。そのうち特に何と
申しますか、偏在の甚しい入場税の
みを今度行ふことにいたしました次第で
ございます。

なお納税義務者の問題であります
が、これについては先ほど申し上げま
した。いろいろ考へました結果、実は納
税義務者について申しますと、仮に
製造者で見ますれば約四万四千八百
人、小売業者について見ますれば約
十六万人あります。卸売業者につい
て見ますと約三万人ありますが、併
し今度免税点等の問題もあつたので、
大体半分に減るだらうと思われま
す。従ひまして仰せのごとくに、業態
はいろいろございましょう。いろいろ
ございましょうが、やはり友人の税務
局から見れば、これは、これを捕提す
ることはそうむづかしいことではござ
いませんし、今申上げた通り一万人く
らいに大体なるのでありまして、さ
ま捕提に困難な点はないと考へてお
ります。

じやないか」というお話がございま
して、税本来の趣旨から見ても、直接税に重
きを置くべきは勿論であります。お
挙げになりました数字は、実は私の手
許の資料とちよつと違ひます。私が持
つておるのは、日本では昭和二十八
年には、直接税が五二・八％、それか
ら間接税その他で四七・二％でありま
すが、フランスでありますと、直接税
は三五・八％、間接税その他で六八
二となつておるのでありまして、さ
つお示しになつた数字とは違ひので
あります。

寄つて参つておるわけでありま
す。それから「今後における衣料対策と
して根本的にどういふことを考へてお
るか」といふお尋ねでございまして、今
後におきましては、経済自立の達成の
ために、国産の繊維による自給度を更
に一層向上せしめる必要があると考へ
ます。従つて消費者の方々から申しま
すならば、綿織物とか毛織物というよ
うな物への全面的な執着を離れて、衣
生活の合理化といふことを考へて頂き
たい。又政府といたしましては、特に
化学合成繊維の質的向上の方面に努力
をいたしまして、混紡、交織及び染色技
術の改善といふような点におきまし
て、できるだけの助成措置を講じて参
りたいと考へております。

それから次に、中小企業に対するし
わ寄せ云々のお尋ねであります。こ
の点は、先ほど青柳議員の御質疑に對
してお答えいたしました通りでござい
まして、根本的には課税の対象の品目
が、私どもから見れば極めて一部の少
数のものであるといふこと、それから
課税の技術上も相当の考慮を払つて
おるといふこと、更に積極的な面に
おきましては、中小企業全体に對しま
しての金融、税制、その他の総合的の
措置を講じて参りたい。かように考へ
ておる次第でございまして。(拍手)

いよいよ繊維品の課税に関する法律案に
對して、社会党第二座を代表して数
点の質問をいたしたいと思つたのであ
ります。

第一に質問したいことは、繊維
品課税が消費税でありますから、物価
の値上げを来たすといふことでありま
す。本法案に明らかに繊維品課税は消
費者の負担にするのであるといふこと
を規定せられております。消費
税の新設乃至増税は、その税額だけは
少くとも価格の値上げを来たし、延い
ては他物価の値上りの要因となるのが
普通であります。昨年は著しく一般物
価の騰貴を見、国民生活に大きな脅威
を及ぼしたのであります。その要因
は、糯米、木材及び繊維品の価格暴騰
が導力となつたことにあることは言
までもないのであります。然るに政府
が一兆億円を割る予算を編成して、物
価の割高を訂正して、国際収支の改善
を図らんと念じながら、このように物
価の騰貴を誘導する繊維品の価格の引上
げ、たばこ及び砂糖の増税、やがては来
る電気料の引上げ等、一般物価の騰貴
を来たす一連の値上げを行うことは、
明らかに緊縮予算の精神に矛盾撞着
するものであるであります。政府の
考へはどうであるかをお伺いいたした
いのでございます。

フランスにおいては間接税を主として
直接税を従として、予算上の歳入は消費
税に重きを置いてゐるのであります。そ
のために常に予算の編成に際して、赤
字予算に終始して、物価の騰貴を招き、
国内物価は対外物価に比較して著しく割
高となり、国際収支は甚だしく逆調を呈
して、しばしばフランスの危機を伝へて
いるといふことは人々よく知る通りで
あります。このことは、勿論過去八年
間に亘るインドシナ戦線における戦費
が年々予算額の四分の一にも達する、
国力に比して過重なることによること
は言うまでもないのであります。そ
の財政経済のやり方がよろしきを得な
いといふことも、これは又世界の指摘
するところであるのであります。

同じく、我が国の二十九年度予算を
見ますと、防衛関係費は百四十億円の
増大を来たし、保安隊を自衛隊に改
め、陸上、海上の増員、航空隊の新設を
図つて、漸次その拡大を図らんとする
がごときであります。そのために、一
面緊縮予算によつて低物価政策をとり
ながら、平和産業を圧縮して、消費財
の生産を抑制し、消耗生産である兵器
産業を重視して、防衛関係費の財源と
して消費税の増額及びその新設を考へ
てゐるのは、明らかにインフレを刺激す
るものであるが、政府の考へはどうで
あるか。(拍手)

その次に、繊維課税が間接税の一つ
であつて、間接税の増額及び新設に
は、直接税との見合い、負担公平の観
点から総合的に判断しなければならな
いものであるにかかわらず、これを輕
視してゐることではあります。昭和二

なほ「間接税が直接税に比して多い
なほ、帳簿書式を簡素にすべしとい
う御意見については、全くその通り
で、簡素にいたしたいと考へており
ます。

なほ「衣料全体に今度は課税せんと
する前提ではないか」といふ意味で
お話がございまして、私もささ
うな考へは持つておりませんし、又、そ
れではこれに課税した税をば、ほかの
安い物と抱合せでやつて行くようなこ
とは免れんじやないかといふお話で
ございましたが、さうなずいぶん業者が
あるとすれば、これは自然に社会的
制裁を受けることと存じます。(拍手)

○国務大臣(愛知揆一君登壇、拍手)
「国務大臣(愛知揆一君) 最近の衣料
用の繊維の消費量は、急速に増大して
参つております。ほぼ戦前の消費水準
まで回復いたしておるのでありまし
て、数字的に申しますと、昭和十二年が
一人当りの消費数量が十二ポンド六
七となつておるのであります。昭和
二十八年におきましては一二・四九、
かくのごとく殆んど戦前の水準まで近
づいて参つておるわけでありま
す。それから「今後における衣料対策と
して根本的にどういふことを考へてお
るか」といふお尋ねでございまして、今
後におきましては、経済自立の達成の
ために、国産の繊維による自給度を更
に一層向上せしめる必要があると考へ
ます。従つて消費者の方々から申しま
すならば、綿織物とか毛織物というよ
うな物への全面的な執着を離れて、衣
生活の合理化といふことを考へて頂き
たい。又政府といたしましては、特に
化学合成繊維の質的向上の方面に努力
をいたしまして、混紡、交織及び染色技
術の改善といふような点におきまし
て、できるだけの助成措置を講じて参
りたいと考へております。

それから次に、中小企業に対するし
わ寄せ云々のお尋ねであります。こ
の点は、先ほど青柳議員の御質疑に對
してお答えいたしました通りでござい
まして、根本的には課税の対象の品目
が、私どもから見れば極めて一部の少
数のものであるといふこと、それから
課税の技術上も相当の考慮を払つて
おるといふこと、更に積極的な面に
おきましては、中小企業全体に對しま
しての金融、税制、その他の総合的の
措置を講じて参りたい。かように考へ
ておる次第でございまして。(拍手)

いよいよ繊維品の課税に関する法律案に
對して、社会党第二座を代表して数
点の質問をいたしたいと思つたのであ
ります。

第一に質問したいことは、繊維
品課税が消費税でありますから、物価
の値上げを来たすといふことでありま
す。本法案に明らかに繊維品課税は消
費者の負担にするのであるといふこと
を規定せられております。消費
税の新設乃至増税は、その税額だけは
少くとも価格の値上げを来たし、延い
ては他物価の値上りの要因となるのが
普通であります。昨年は著しく一般物
価の騰貴を見、国民生活に大きな脅威
を及ぼしたのであります。その要因
は、糯米、木材及び繊維品の価格暴騰
が導力となつたことにあることは言
までもないのであります。然るに政府
が一兆億円を割る予算を編成して、物
価の割高を訂正して、国際収支の改善
を図らんと念じながら、このように物
価の騰貴を誘導する繊維品の価格の引上
げ、たばこ及び砂糖の増税、やがては来
る電気料の引上げ等、一般物価の騰貴
を来たす一連の値上げを行うことは、
明らかに緊縮予算の精神に矛盾撞着
するものであるであります。政府の
考へはどうであるかをお伺いいたした
いのでございます。

フランスにおいては間接税を主として
直接税を従として、予算上の歳入は消費
税に重きを置いてゐるのであります。そ
のために常に予算の編成に際して、赤
字予算に終始して、物価の騰貴を招き、
国内物価は対外物価に比較して著しく割
高となり、国際収支は甚だしく逆調を呈
して、しばしばフランスの危機を伝へて
いるといふことは人々よく知る通りで
あります。このことは、勿論過去八年
間に亘るインドシナ戦線における戦費
が年々予算額の四分の一にも達する、
国力に比して過重なることによること
は言うまでもないのであります。そ
の財政経済のやり方がよろしきを得な
いといふことも、これは又世界の指摘
するところであるのであります。

同じく、我が国の二十九年度予算を
見ますと、防衛関係費は百四十億円の
増大を来たし、保安隊を自衛隊に改
め、陸上、海上の増員、航空隊の新設を
図つて、漸次その拡大を図らんとする
がごときであります。そのために、一
面緊縮予算によつて低物価政策をとり
ながら、平和産業を圧縮して、消費財
の生産を抑制し、消耗生産である兵器
産業を重視して、防衛関係費の財源と
して消費税の増額及びその新設を考へ
てゐるのは、明らかにインフレを刺激す
るものであるが、政府の考へはどうで
あるか。(拍手)

その次に、繊維課税が間接税の一つ
であつて、間接税の増額及び新設に
は、直接税との見合い、負担公平の観
点から総合的に判断しなければならな
いものであるにかかわらず、これを輕
視してゐることではあります。昭和二

すが、これは消費税及びこの纖維課税が将来拡大を見るに至りはしないかと憂えられておる重大な理由になつておるのであります。併し昭和二十九年年度予算におきまして、直接税たる所得税額二千八百億円中、勤労所得税は約二千億円にも達し、勤労者負担と資本家負担とに直接税及び間接税とを大別配分をいたしますと、約、勤労者負担は二、資本家負担は一となるような数字になつておるのであります。で、なお纖維課税を贅沢品課税と言ひながら、勤労者の職業用の衣料等は勤労者の負担となり、更に取引高税の例もあつたようでありますが、免税点を引上げるという、免税点以下の品物もそれにつれて値上りを來たすというのでありますして、それを思へばこの勤労者負担も決して少くないといふことは、これは輕々に見逃してはならないと思ふのであります。贅沢品税と鉋打つて課税しておるにいたしましても、一たび直接税と総合して、その負担のいづれに重くかつているかを知るならば、いさしくも勤労者の負担を増すがごとき租税の体系は取りやめるべきで、たゞ

次に、政府はこのたびの纖維課税を立案するに當つて、最初には原糸課税を自途とした。ところが大製糸家の反撃に會つて、繭の値の低下による農民の利害に藉口してこれを撤回したのであります。そうして一転して小売商人に織物販売税を課さんとして、これ又反対に會ひまして、これを取消し三転して本法案のごとき卸問屋を課税の対象として生地の課税を行わんとするもの、如何に政府及び与党の無定見であるかといふことを暴露しているものであると思ふのであります。(拍手)これは要するに政府、与党が直接税及び消費税の課税類比率を考へて、資本家団体の主張する、直接税より消費税への轉換の意圖に迎合したものであります。むやみに勤労階級の負担を増大し、資本家の負担を軽減せんとする殘忍であることは火を見るよりも明らかであるのであります。従つて当初の立案が著しく勤労階級の負担を増大する内容を持つて、世論の反対に抗しかねないところ、贅沢品税といふ名目に改めるに至つたことに徴しても知られるところであります。故にこのたびの税制改悪法

更に、直接税主義は米英諸國のところでありまして、間接税主義をとるのは仏、伊の税制であります。劣弱國は大体間接税を主とし、富裕國は直接税を主とする状態から、我が國のよるな經濟上の劣弱國は間接税の範圍に属すべきものであるという者があるのではありませんが、間接税を重んずる主義というものは、國民の國に報ずる觀念の薄いことから来るということも認識しなければならぬのであります。我が國の資本家が、國策本位の立場から、國民の血税の結晶である財政投融資を造船その他に行わしめ、國家による利子補給まで行わせておりながら、政府資金を濫用し、疑獄まで引き起して、内外に恥をさらし、國民の念願たる自立經濟の確立を破壊しておるのは、天人共に許しがたい不祥事であるのであります。由來財政投融资は、資本家団体の利益のため、日本再建の大義名分の名の下に勤勞階級の犠牲において行われておるのであります。これを例へば、社會保障費のごときは常に比較的低額に抑えられて、予算上勤勞階級

階級の減税は、資本蓄積の源泉となるといふのであります。このような富裕ならぬのであります。このような富が、それらの人々の富を増すと共に、却つて減税は消費を刺激してインフレの要因となる半面があるというのを忘れておるものであります。高級自動車の輸入を著しく増加し、奢侈の風潮を促しておるのは、実に労働者でなくとも資本家であるのであります。繊維課税を釐沢品税と公言しても、資本家にとつてはカナリヤのさえずりほどにしか響かないのであります。釐沢課税の精神を真に徹底するならば、根本的の税制を考え、所得の根源にメスを入れなければならないと思ひますが、政府はどういうふうにかゝられておるか。

例えば、十大紡績を見ますと、二十八八八の営業成績は極めて好調を呈して、その利益は五、六十億円の巨額に達しております。一年を通じて恐らく百億円を突破しておるのであります。そしてその殆んどがその資本は大体自己資本の上に立つて、借入金によるものは極めて少いのであります。従つて産業合理化も順調に進んで

では婦人労働者一人の受持二台半が四台となり、織布では一人十六台が四十台に、僅かこの一年の間に増加しまして、かよい女子労働者は一日五里の行程を往復しなければならぬほど労働強化に追われているのであります。更に極度の疲労に喘ぎ女子の深夜業も公々然として行われて、午前零時乃至四時頃まで、丑満の頃に労働基準監督局の監督の目を逃がれて平然と行われているのであります。その例は枚挙にいとまがないのであります。それは基準局が深夜の監督に要する予算がないからであると言うが、これに對して如何なる処置をとらんとするのか、お伺いいたしたいのであります。而うして、紡績業は戦前において製品と原料の輸出入において紡績の国際収支は黒字であつたものであります。今は鉄鋼業に、一時ではあります。先を越されて、現在の紡績の国際収支は依然として赤字であるのであります。国民の依料政策に對しては、いろいろの対策が考えられておりますが、ともかく綿花の輸入が輸入品目の右翼に位して、砂糖と並ん

で思慮輸入の弊たるものであることは周知の事実であります。砂糖と並んで物価高騰のさきがけとなり、綿花は海軍政策の垣根を越えて奔流のごとく流入し、国際収支の赤字に拍車をかけているのであります。我が国の産業構造は戦後一般にべちゃんこになつてしまつた。併し起き上りと伸びの早かつたのは紡績産業であります。日本の産業構造にこぼこが生じ、今は基幹産業の発展に重点がおかれてゐるのには言ふまでもないのであります。同じ法人であつても案なものど苦しいものとに分れて、その差異が非常に大きくなつたのであります。米国と西ドイツは、いずれも法人税は比例税のようでありますが、併し西ドイツでは、この間まで六分の配当制限を行なつて、国際収支の均衡を得て漸くその制限を外した次第であります。ところが我が国の産業は、その経理の非常な困難なる実情にあるにもかかわらず、配当を野方図に行なつて資本蓄積を怠り、資産再評価を誤つて真の立て直しに躊躇し、重役報酬と交際費の増額に熱中して、経営者は自立経済の気魄を欠いてゐるのであります。而して、フランスはそのインフレに堪えかね、漸くインフレ抑制のために所得の累進課税を採用するに至つたのであります。我が国の法人税も同様、そのように非常に豊かなものには高い税金をかけることに改めなければならないと思ふのであり

ます。耐乏も個人のみに強いのは極めて能がないと思ひます。富める法人にもその筋を通して行かなければならぬと思ひます。法人税は税率僅かに四二%であります。これでも高しとしてその減率を企ててゐるのであります。実際においては十指を以て数えるところの準備金等、その他の項目の下に税法上の減税を行なつて、実質上三五%の低税率になつてゐるのであります。然るにこれに反して、中小企業に對する法人税が極めて苛酷なりとの怨嗟の声が街に満ちてゐるというところは申すまでもないのであります。法人税に對して、公平の観点から累進的にこれを改正する意図はないかということをお伺ひしたいのであります。(拍手)

更に、政府は物価引下げのために緊縮予算を提出いたしました。併しこれは二十八年度予算において、減税国債と政府手持ちの蓄積資本の食い潰しによつて不当なる多額の財政投融資を行ひ、その結果インフレを刺激したためであります。今やその是正に汲々として、而もなお物価の値上りを来たす消費税を増徴するの矛盾をあえてせんとしているのであります。誠に愚も甚だしいと言わなければならぬのであります。配当課税を減率し、再評価税の延納等、国民の生活苦に比すれば法人は誠に極楽浄土であります。而も財政投融資、利子補給等、政府と国民の税金に迷惑をかけながら、贅沢奢侈の限りを尽し、あまつさえ民間の資本蓄積のために減税をしてくれなどと言ふに至つては、どうしてそういう音が出るかといふことでもあります。併しそれでも今は残念ながら資金の操作上、政府資金による産業復興が必要であるときと思ひます。而して本年度の国際収支の窮境に鑑み、来年度の外貨予算の編成に當つて、財政緊縮及び金融引締め等の方法によつておられるのであります。そのほかのものに對する何らかの規制を必要とするような状態に至つたと思ふのであります。自立経済達成のための産業構造をどうしてやつて行かれるか、兵器産業の伸長に伴つて、平和産業に對するところの対策如何をお伺ひしたいと思ふのであります。(拍手)

〔國務大臣小笠原三九郎君登壇、拍手〕

○國務大臣(小笠原三九郎君) 松永議員にお答えいたします。

今度の課税は消費税であるから物価騰貴を招くではないか。こういうようなお話でございしましたが、本税はほかの同接税の増徴と同様に、奢侈的性格の強い物品の消費の抑制を一つの目的としてゐるのであります。課税対象となる繊維品も一部の高価なものに限られておることは御了承の通りであります。且つ、結局値が上がる、これは消費の減退をもたらすことにもなるので、これが物価高を招来するものとは考えておりません。

繊維税の新設は、「何か防衛関係の予算増額の穴埋めとするのではないか」といふ意味のお話でございましたが、さうな考えなきことは、本税を提出する理由で以て明らかにされておるのであります。私もこれはこれで奢侈消費の抑制を圖つて国際収支の改善に資する、こういうことを目的としてゐるのであつて、何ら防衛関係予算の穴埋めとしようとするような考え方はございません。又「さういふ防衛関係費が百四十億でも増えることはインフレを招来するのではないか」といふお話がございましたが、私もそれはそれがインフレを招来するものとは毛頭考へておりません。

なお、繊維税の新設は、「煙草の値上げ等、間接税を直接税と見合わせるためにやるべきものであつて、勤労階級の負担を増大せしめるのではないか。」「こういうような意味のお尋ねがございましたが、今度の課税が、私どもはたゞ／＼申上げておる通り、何ら大衆課税でなく、又勤労者課税でないことは、よく御了承の通りであります。現行の今行かれてゐる所得税が、むしろ勤労階級を中心として、かなり低いところに課税されてゐるので、これを軽減する目的から、奢侈的性格の強い物品に對して増徴乃至課税しようとするものであります。これらが

何も大衆課税でないことはよくおわかりのことと思ふのであります。従ひまして、こういう奢侈品に對する課税が勤労階級の負担を増大せしむるとは毛頭考へておりません。なお、奢侈品に對する法律案提出までのいきさつについて、いろ／＼お話がございましたが、これはすでに緒方副総理より答弁済みでありますから省くことにいたします。

それから、間接税が昭和二十四年以降直接税との比率を増大せしめてゐることは、延いてだん／＼間接税主義に行くのじやないかといふお話がございました。併しこれは税制のことは先ほども申しました通り、できるだけ直接税主義で所得を中心として行くのがいいのでございしますけれども、併し或る程度の間接税の収入を得ることは、却つて課税上の摩擦を少くするゆゑんでもありますので、その選択についてさう十分の注意をいたせばよいと私どもは考へてゐるのであります。今度の間接税の重点を奢侈品においてゐる。こういう点ではむしろ負担の公平が期せられるのではないかと。かように考へてゐるので、繰返して申し上げますが、全繊維品に對するものではなく、繊維品のうち僅か七%に對するものであるといふことを御了承願ひたいと思ふのであります。

それから十大紡績等、大いに儲けてゐるから、こういうものにうんと取つ

たらしいという意味のお話でございますが、成るほど昨今綿布関係の値上りで紡績業者が相当利益を上げていますことは事実でございますが、併し繊維業者のみに対する増税は考えられないのであります。一方超過所得という考え方もできません。超過所得といふが、超過所得というのは、大体小法人にどちらかというところなる傾向がございます。又現在御承知のごとくに資産の再評価がまだ完全に行われておりません。十分に行われておりません。そういうような現状から見ても、超過利益の算定等はなかなか困難であるので、私どもは今のところ、さような立法を考えておりません。なお、法人税についても何か比例課税を改めて、累進課税にしたいという意見がございまして、意味のお話でございますが、これは実は法人税の所得というのは御承知のごとくに、要するに株主に対するものでありまして、法人の資本の高によつて差等を付けることは適当でございます。又大法人の株主が、必ずしも大所得者でないことは、これは松永さんにもよく御存じの通りでありまして、こういうものに累進課税をするというところは却つて負担の公平を害すると私は考えておるのであります。法人の所得に対する累進税率というものは只今のところは考えておりません。

来たび／＼申上げましたから、それをして御了承願います。(拍手)
 ○国務大臣(愛知第一君) 御手 私人に對するお尋ねの第一点は、繊維産業の國際收支の改善の見通しの点でございます。御指摘の通りでございます。例え昭和二十八年で見ますと、纖維關係だけの國際收支を抽出してみますと、約二億七千万ドルの赤字を示しておる現状でございます。これは自立經濟の観点から極めて重大な問題でございます。今後は輸出の重点主義というのを更に徹底する必要があると思ひますが、同時に化學纖維、合成纖維の育成増産によりまする自給度の向上を図りたい。これを新しい國策として推進して参りたいと思ひております。

勿論紡績工業におきましても依然として我が國の纖維工業としては多年の伝統と強固な實力を有しております。又現在もなお輸出品のうちに第一位を占めておりますので、これとの関連は十分に考慮して参らなければならぬと思ひますが、これを要するに、重化學工業の育成発達ということは今後の基本國策にいたしたいと思ひております。(拍手)
 ○国務大臣(小坂善太郎君) 御手 最初に企業合理化と女子工員の労働強化についてお尋ねがございましたが、紡績又は織物産業におきまして、労働者一人当りの受持ち台数が何台が妥当であるかどうかということにつきまして、各企業の実情によつて異なり、一概にこれ／＼ということとは困難と思ひますが、國際競争力を強化して輸出の振興を図りますために、これらの企業がみずから合理化を行い、労働の生産性を高める努力を払うことは望ましいと思ひております。なお最近におきましては、人手を余り要しない高効率機械が多く採用されておりますから、一人当りの割当台数が増加したということから、直ちに労働強化がなされているという断定は困難であらうかと考へております。なお、女子深夜業につきましてお尋ねがございましたが、

が、来年度の基準監督行政につきましては、予算におきまして監督費については、今年度と比べて削減を見ておられない。むしろ若干の増加を見ておる状態でありまして、その予算の効率的な使用によつて、監督行政の充實を挙げたいと思ひておりますが、なお女子労働者の保護に關しましては、特にその重点をおいておるのであります。繊維産業におきましては、定期監督のほか、臨時早朝或いは深夜の監督を勵行いたしまして、その実効を挙げることに努めたい。特に悪質と認められるものにつきましては、司法処分を付する等、女子労働者の保護について遺憾なきを期したい。かように考へておる次第であります。(拍手)
 ○副議長(重宗雄三君) 最上英子君。
 ○最上英子君 私は改進党代表として、今回提出になりました、いや、繊維品の課税に關する法律案について質疑をいたしたいと存じます。

政府は二十八年度予算編成においてインフレ予算を組み、その上昨年末の補正予算においては米価を引上げるなどインフレを助長しておきながら、二十九年度予算を組むに當つては、その反対に物価を引下げ、緊縮予算に切替えたことは経済界に著しく不安を起しております。特に最近の中小企業の状態は、金融引締めによつて、工場の閉鎖とか問屋筋の倒産が續出しておる状態です。更に機織地においては、本案の消費税がかげられる場合は、業者の経営はますます困難となり、一般消費者にも多大の負担を負ひ、社会に及ぼす影響は甚だしいものがあります。以下二、三についてお尋ねいたします。
 第一は、中小企業金融政策についてであります。中小企業金融公庫の資金は、二十八年度は月二十億であつたものが、二十九年度は月十四億程度となり、實質的に減額となつておりますが、これはどういふ理由でありますか。又國民金融公庫の貸付金、各種金融機關に対する政府預託金、商工組合中央金庫の債券発行額等について、如何なる方策をとられておりますか。
 第二は、奢侈織品消費税の狙いはどこにありますか。八十五億の税収を目的とするのですか。それとも国内奢侈消費を抑えることが目的なんですか。若し税収が目的であるならば、織品の動きが明らかにかつめる原糸の段階で取るか、或いは手織の煩わしさと業者の迷惑を顧みないのならば、小売の段階で取ることができると思ひますが、生産と小売の中間の、最もとらえがたい卸売の段階で取るのはどういふ理由でありますか。大蔵大臣から御答弁を伺いたいと存じます。
 第三は、卸売段階で課税いたします

昭和二十九年二月二十五日 参議院會議録第十二号 いやし、繊維品の課税に関する法律案(附言説明)

一七八

結果は、一は元売、製造卸、地方卸、現物問屋、集地卸等の対象がばらばらとなつて脱税が多く、又もぐりの取引が行われ、実際には徴税は頗る困難となるであらう。二は、免税点以上の高級繊維品の多くは職業用衣装であつて、加工度の高い注文生産が大部分でありますから、卸売課税となれば、生産者と消費者の直接取引が行われ、卸売の取扱は激減するでしょう。三は、こうした嗜好性の強い商品の常として、値段の高いほど見切りの事が多くなり、課税の対象品が忽ち非課税品となつて脱税者と納税者との争いが頻繁に起つて、税務行政に暗い影を与えます。四は、現在九十日から百二十日の手形取引を行なつてゐる関係から、卸売商の貸倒れ、返品など徴税面にいろいろの問題が起ると思ひます。又卸売商に対する税務署の点検が激しくなれば、戦後折角復興しかけた問屋制度も再び元に戻る虞れがあります。五は、卸売課税に対する負担は、機業者と染色業者などにしわ寄せせられる結果となり、金融難に喘ぐ零細企業者を一層苦境に追い込むことになりす。六は、高級品に対する課税の過去の取引高税を見ても、本案実施の場合は、免税点以下の品物が値上りして大衆生活に脅かす結果となり、政府の物価引下げ方針と矛盾することになります。

以上のような理由から、政府が先に

決定した免税点を引上げ、税率を一割から一割五分に引上げたとしても、到底予期の税収は挙げられない。恐らく予定八十五億の半額ぐらゐしかないと考えられます。政府の御所見は如何ですか。

最後に、この繊維課税は、初めは原糸に課税するつもりであつたが、業者の反対に会つて小売課税になり、今度は小売業者の反対に会つて、あゝいまいな卸課税にやつて来た経過もあり、又実施期間を昭和三十一年三月末と限られるなど、誠に自信のない税制案と思ひます。(「その通り」と呼ぶ者あり、拍手) 政府は更に研究の上、合理的な法案を提出するお考えはありませんか。

以上の諸点について大蔵、通産両大臣から御答弁をお願いいたします。

(拍手)

〔国務大臣小笠原三九郎君登壇、拍手〕

○国務大臣(小笠原三九郎君) 最上議員にお答えいたします。

中小企業に対する金融政策につきましては、すでに御承知のごとくに、中小企業金融公庫には、新たに二十五億円出資いたしました。運用部からの借入金等も合せまして丁度百九十億円の資金源を持つことになるので、昨年に比して六十億円の増加と相成つておるのであります。更に又国民金融公庫には、新たに出資二十億円を加えまし

て、各種の資金で合計三百二十三億円の資金源を持つて、これが仕事をし得ることになり、そのほか商工中金、相互銀行、信用金庫等の指定預金の操作とか、或いは又御承知の中小企業信用保険制度を今度拡充いたしましたので、普通銀行等に対する融資その他が相当受けやすくなると考えておる次第であります。政府は如何なる場合でも中小企業が国民の中堅であるということを決して忘れておりませんので、十分な措置をいたすことにいたしております。

それから繊維消費税の目的が税収であるのか、それともほかの目的かと仰せになりましたが、丁度、繊維消費税の目的は先ほども申し上げましたように、低額な少額所得者の所得税を軽減する。又資本蓄積のために法人等に対して若干の減税をする等の問題等から、多少、税収の点も、仰せのごとくに八十億円、これで税収の目的も達するように入れておりますが、主として狙つておるところは、今日の日本の事情の下においては、奢侈を抑制して国内消費をでき得るだけ国外のほうに向けさせたい。こういういわば国際收支の観点からも大きくこれを見ておる次第でございます。

それから更に、卸売段階が一番徴税上困難ではないか、又いろいろいきさつをお述べになりましたのでお話がございました……いきさつは最後に述べたになりましたが、これは先ほども申し

た通り、私ども実は製造業者でありまして四万四千ぐらゐの对象になります。それから小売業者になりますと、十六万ぐらゐの对象としなければなりません。それが卸売業者であります。大体二万しか……免税点及び取扱商品等の関係がございまして、約一万ぐらゐで済むと思われまして、課税対象として税の捕捉の上からは一番よいのではないかと。尤も、段階においていろいろ小売を扱つておる者もありました。そういう点困難な点もございするけれども、これはまあくろくが見れば、割合にわかりやすいことでもあります。さつきお話の点にも信用取引が云々というお話がございましたが、相当今信用取引が行われておる。

そういう点からも捕捉できるのではないかと考えており、まだこれぐらゐの税収は、前後いたしましたるが、確保できると私どもは考えております。これはいろいろな点から統計を出しておるのであります。平年度であります。又初年度においても八十五億円はできると考えております。

それから、本案提出についてのこれまでの経過につきましては、先ほどもすでに答弁が済んでおりますから繰返しません。何故に二カ年としたかというところにつきましても、先ほど申しました通り、日本の今置かれておる事情から、奢侈を抑制し、そうして国

際收支の改善に向つて努力するようになるということが一番主なる目的になつておるので、そういう財政の緊縮、金融の引締め、財政、金融、為替、外貨等に対する一般諸政策が浸透して参れば、そのときに又考え直してもいいという考えで、取りあへず二カ年としたような次第でございます。

それから高級品に対する課税について「免税点以下の品物の値上りをするではないか」というお話がございました。これは一つの有益な御意見と伺つたのでございますが、併し私どもも考えてみますと、御承知のごとく繊維品は、相当もうたくさんございす。昭和九十一一年に比較いたしますと、大体二割ぐらゐ、もうたくさんになつております。日本でも最も繊維品の多くなつておるときでございすので、かた／＼私ども、その値上がりますものではないかと、こういうふうにと考へておる次第であります。(拍手)

〔国務大臣愛知揆一君登壇、拍手〕

○国務大臣(愛知揆一君) 只今大蔵大臣から御答弁がございましたところに別に付け足すことはないのではありませんが、ただ私の一つだけ申し上げておきたいと思ひますのは、通商産業省の立場、特に中小企業の立場を考えなければならぬ私どもの立場といたしまして、この税金を取るといたしますれば、いろいろ考えなければならぬことがあつたわけでありす。

例えは原糸の段階で取れば、それは一つの行き方でございまして、輸出の振興、輸出に対する免税というよりな点から言ひまして、これには反対が相当多いわけでございます。又消費者のいわゆる消費段階から遠くなりまして、いわゆる奢侈品であつても買える消費者にこの税は負担してもらいたいというこの原則を全うすることができなかつたわけでございます。さりとて小売課税にいたしますと、これは一番弱い中小企業にしか寄せがされることになります。彼此勘考いたしまして、免税点をできるだけ引上げる。又消費者の段階には近いところではありまするが、納税義務者をできるだけ数を少なくするというような点をいろいろ考へ合せまして、かような成案が、私どもの立場から申しまして、これならば何とかやつて行ける。こういう結論になつたわけでございますので、御了承願ひたいと思ひます。(拍手)

○副議長(重宗雄三君) これにて質疑通告者の発言は全部終了いたしました。質疑は終了したものと認めます。本日の議事日程はこれにて終了いたしました。次会は明日午前十時より開会いたします。議事日程は決定次第公報を以て御通知をいたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後八時二十一分散会

○本日の会議に付した事件

一、職員派遣の件

一、日程第一 義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する法律案及び教育公務員特例法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

出席者は左の通り。

議長 河井 彌八君
副議長 重宗 雄三君

議員

河野 謙三君 佐藤 尚武君
高良 とみ君 小林 武治君
小林 政夫君 北 勝太郎君
加藤 正人君 片柳 眞吉君
上林 忠次君 楠見 義男君
奥 むめお君 石黒 忠郷君
飯島通次郎君 加賀山之雄君
赤木 正雄君 森 八三二君
森田 義衛君 村上 義一君
三浦 辰雄君 廣瀬 久忠君
後藤 文夫君 早川 愼一君
野田 俊作君 西田 隆男君
中山 福蔵君 豊田 雅孝君
土田国太郎君 館 哲二君
竹下 豊次君 高橋 道男君
杉山 昌作君 高木 正夫君
新谷寅三郎君 島村 軍次君
横川 信夫君 深木 六郎君
木村 守江君 安井 謙君
伊能 芳雄君 青柳 秀夫君
高野 一夫君 西川弥平治君
石井 桂君 井上 清一君
関根 久蔵君 川口爲之助君
吉田 萬次君 佐藤清一郎君
鈴木 孝弘君 谷口弥三郎君

宮本 邦彦君 長谷山行毅君 宮本 邦彦君 長島 銀蔵君
滝井治三郎君 大矢半次郎君 滝井治三郎君 田中 啓一君
石原幹市郎君 岡田 信次君 石川 榮一君
大谷 豊潤君 中川 幸平君 植竹 春彦君
左藤 義詮君 中川 幸平君 松岡 平市君
中山 壽彦君 中川 幸平君 伊能 君
吉野 信次君 青木 一男君 津島 壽一君
青木 一男君 小瀧 彬君 大野木秀次郎君
小瀧 彬君 横原 亨君 古池 信三君
横山 フク君 宮澤 喜一君 高橋 衛君
重政 庸徳君 横山 フク君 西岡 ハル君
鹿島守之助君 雨森 常夫君 小澤久太郎君
青山 正一君 入交 太蔵君 藤野 繁雄君
永岡 光治君 上原 正吉君 加藤 武徳君
山本 米治君 三輪 貞治君 郡 祐一君
川村 松助君 池田中右衛門君 白波瀬米吉君
湯山 勇君 松野 鶴平君 島津 忠彦君
泉山 三六君 井上 知治君 小林 英三君
石坂 豊一君 岩沢 忠恭君
内村 清次君 阿具根 登君
大倉 精一君 岡 三郎君
河合 義一君 永井純一郎君 清澤 俊英君
成瀬 崎治君 佐多 忠隆君 小酒井義男君
江田 三郎君 堂森 芳夫君

田畑 金光君 森崎 隆君
高田なほ子君 安部キミ子君
矢嶋 三義君 藤田 進君
岡田 宗司君 田中 一君
戸叶 武君 栗山 良夫君
吉田 法晴君 小笠原三三男君
菊川 孝夫君 若木 勝蔵君
山田 節男君 天田 勝正君
松本治一郎君 中田 吉雄君
三橋八次郎君 千葉 信君
羽生 三七君 荒木正三郎君
曾根 益君 山下 義信君
市川 房枝君 東 隆君
白川 一雄君 野本 品吉君
三浦 義男君 松永 義雄君
石川 清一君 最上 英子君
松浦 定義君 三好 英之君
松浦 清一君 赤松 常子君
深川タメ君 武藤 常介君
寺本 廣作君 須藤 五郎君
平林 太一君 八木 秀次君
加藤シツエ君 井村 徳二君
紅露 みつ君 鈴木 正君
加瀬 完君 千田 正君
松澤 兼人君 有馬 英二君
堀木 鎌三君 笹森 順造君
長谷部ひろ君 相馬 助治君
村尾 重雄君 棚橋 小虎君
鶴見 祐輔君 一松 定吉君
吉米地義三君 羽仁 五郎君

政府委員
法務省刑事局長 井本 台吉君
公安調査庁長官 藤井五一郎君
公安調査庁次長 高橋 一郎君
大蔵省主税局長 渡辺喜久造君
文部政務次官 福井 勇君
文部省初等中等教育局長 緒方 信一君
通商産業省 織田局長 吉岡千代三君

昭和二十九年二月二十五日 参議院会議録第十二号

一八〇

明治三十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

定価 一部

十五円
配送料別

発行所

東京府新橋区日本橋町一五
大蔵省印刷局
電話九段四三二五
郵政東京一九〇〇官報課